

○議長 知念富信君 ただいまから令和元年第3回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時06分）

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 赤嶺奈津江議員、13番 大城 毅議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの24日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3．議長諸般の報告を行います。令和元年6月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。

1番目ですが、6月21日金曜日に、第8回南風原町議会報告会の報告書・要望書を広報常任委員長の金城好春委員長とともに、町長へ提出を行いました。なお、回答書が6月25日に届いております。議長諸般の報告書の3ページに添付してありますので、ご確認ください。

続きまして4番、町商工会より地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請と、5番、県工業連合会等により県産品優先使用についての要請及び13番の公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情があり、3件とも町長と一緒に要請を受けました。この3件については、例年同様の趣旨をもって陳情されましたので、陳情第18

号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について、陳情第 19 号 県産品の優先使用について及び陳情第 21 号 公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情として、委員会付託を省略し、本会議で審議採択する旨、議会運営委員会で意見が一致しましたので、報告議題といたします。

本日までに受理した陳情第 18 号から陳情第 23 号まで、お手元に配付したとおりであります。6 件のうち、陳情第 20 号、陳情第 22 号、陳情第 23 号については、総務民生常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、町監査委員から、5 月、6 月、7 月の例月現金出納検査結果報告について、それぞれ提出されておりますので、各自ごらんになっていただきたいと思っております。

また、町長より平成 30 年第 3 回から令和元年第 2 回定例会までにおける留意事項等の措置状況報告も提出されておりますので、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。以上をもって諸般の報告とします。

○議長 知念富信君 町長からの町政一般報告を行う前に、町長より皆さんに対してお話があるようですので、町長の発言を許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 おはようございます。令和元年第 3 回定例会の開催に当たりまして、初めに固定資産税の課税誤りについて提出いたしました補正予算案、町政一般報告に関連することですので、議長のお許しを得まして、ご報告とおわびを申し上げます。

固定資産税の土地について、平成 28 年度に有料老人ホームの建物がある土地に、住宅用地特例制度が適正に適用されていないことが発覚し、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、町内の有料老人ホームがある土地を調査し、更正の手続を行いました。そこで、町内の宅地 1,130 筆についても調査をする必要があると判断いたしました。平成 30 年度から自主点検を行ったところ、住宅用地特例制度が適正に適用されていない住宅用地があり、現時点で 35 件、固定資産税の課税誤りがあることが判明いたしました。課税誤りの内容といたしましては、固定資産税の土地において、人が居住している建物がある土地は住宅用地として認定し、固定資産税の課税標準額が評価額の 6 分の 1 または 3 分の 1 に軽減される特例措置が適用されますが、その制度が適切に適用されていないまま、課税がなされたものでございます。令和元年 7 月 31 日時点で、判明いたします過大に徴収した税額は 1,407 万 8,200 円で、還付加算金を含めた額は 1,967 万 4,524 円、件数にしまして 35 件で、還付の対象者は 50 名となります。なお、現在も調査中のため、今後、課税誤りの件数、金額ともにふえるものと想定いたしておりますが、判明しているものから、早目にお返しをしていくべきだと判断をし、今回、補正予算へ還付金を計上いたしております。今後判明する分につきましても、適宜予算を確保し、該当する納税者の方へお返ししてまいりたいと考えております。

このたびの件により、納税者の皆様並びに町民の皆様にご迷惑をおかけいたしま

したこと、また、税行政への信頼を著しく損なうことになりましたことを、心からおわびを申し上げます。町といたしましては、該当する納税者の皆様へ、個別におわびの文書を送付しており、今議会で補正予算の議決をいただき、速やかなる返還手続に努めてまいりたいと考えております。このようなことは、二度とあってはならないことをごさいますて、再発防止策を徹底するとともに、全職員に対して、これまで以上に細心の注意を払いながら業務を執行するよう、また改善に努めるよう指導したところであり、全庁一丸となって信頼回復に向けて取り組んでまいります。なお、詳細につきましては、後ほど議案提案の中で担当の者から説明をさせますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。このたびは大変申しわけございませんでした。

済みません、訂正をさせていただきます。先ほど申し上げました件で、宅地筆数を 1,130 筆と申し上げましたけれども、正確には 1 万 1,130 筆でございます。訂正をさせていただきます。以上でございます。

#### 日程第 4. 町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 続きまして日程第 4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは私のほうで町政一般報告を申し上げます。

初めに、総務部総務課関係について申し上げます。7 月 10 日に交通安全の普及・啓発を図るため、「夏の交通安全県民運動」開始式を行いました。与那原警察署等の関係機関や、南風原町交通安全母の会等の各団体の方々が参加し、交通安全の推進及び意識向上を図りました。

8 月 16 日に青少年の非行防止を目的に「青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止」一斉行動を夏休み期間中に行いました。与那原警察署等の関係機関や、保護司会等の各団体の方々総勢 91 名が参加する中、夜間巡回を行い、非行防止を呼びかけました。今後とも各機関が連携し青少年の健全育成に努めてまいります。

また 6 月 18 日に町への一般寄附金といたしまして株式会社シビルエンジニアリング様より、ご寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用いたします。

次に選挙管理委員会関係について申し上げます。7 月 21 日に第 25 回参議院議員通常選挙を行いました。有権者数 2 万 9,874 人に対し投票者数 1 万 5,675 人、投票率 52.47% で前回参議院選より 5.18% 減の結果となりました。

次に企画財政課関係について申し上げます。6 月 23 日から 29 日の男女共同参画週間に役場 1 階町民ホール、ちむぐくる館及びイオン南風原店の南風原ギャラリーを活用してパネル展を開催、町立図書館において関連書籍コーナーを設け男女共同参画への意識啓発を図りました。

次に税務課関係について申し上げます。まず、固定資産税の課税誤りについておわび申し

上げます。固定資産税において、土地の課税標準額が評価額の6分の1または3分の1に軽減される住宅用地特例制度が適正に適用されていない土地があることが判明し、令和元年7月31日時点で43筆(35件)、50名への還付額が1,967万4,524円となっております。今議会に提案しています議案第43号 令和元年度一般会計補正予算(第3号)に「償還金、利子及び割引料」を計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。なお、現在、調査中であり、今後も誤りが判明次第、適宜、予算を確保し還付等事務を進めてまいりたいと考えております。

次に住民環境課関係について申し上げます。町指定ごみ袋については平成30年6月1日より、平型からU字型へ形状及び手数料を改定し、旧指定ごみ袋(平型)の使用については平成30年8月31日を期限とし、町民の皆様への周知も図っておりました。10月1日より、未使用の旧指定ごみ袋(平型)を有効活用するため「南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を提案しております。町民の皆様にはご迷惑をおかけする事態となり、深くおわび申し上げます。条例の改正案について、ご審議をお願いいたします。

8月7日に「第2次南風原町地球温暖化防止実行計画」を策定しました。同計画は令和元年度から令和5年度までの5年間に温室効果ガス排出量を平成29年度比で5%削減することを目標としております。本町の事務や事業を行う上で、職員一人一人が積極的に地球温暖化防止に取り組みます。

次に民生部こども課関係について申し上げます。幼保無償化制度の円滑な実施に向けて、町内未就学児の全保護者へ制度周知のお知らせと手続についての案内を8月に送付し申請等の受付を開始しております。また、本定例会には同制度に関する関連議案を提出しております。

保育園の整備事業は、90名定員のよなは第2保育園及び明星保育園並びに19名定員の小規模保育園パステル保育園が令和2年4月開園に向けて整備工事を進めています。

次に保健福祉課関係について申し上げます。9月の「老人の日・老人週間」を迎えるに当たり、高齢者の長寿を祝い多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝の意を表す目的でトーカチ、カジマヤー、新100歳の方々へお祝い状及びお祝い金の贈呈と慶祝訪問を実施しています。今年度はトーカチが113人、カジマヤーが31人、新100歳が9人、合計153人の方が対象となっております。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。道路ふれあい月間に当たり、道路清掃ボランティア活動を8月31日に黄金森公園周辺の道路で行い、650人余りの町民及び事業者の方々の参加がありました。

工事関係では、町道舗装補修工事を7月9日に契約し、9月中旬の完了に向けて取り組んでいます。

住宅リフォーム支援事業では、初回の受付を終え7件が実施しています。

計画関係については、南風原南IC周辺開発に関連する市街化区域編入に係る調査検討業務を7月22日に契約しました。8月29日に照屋コミュニティセンターにおいて住民意

見交換会を行いました。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係については、町道 10 号線の用地、物件補償各 1 件を 9 月上旬に契約を予定しています。町道 73 号線は、9 月中旬の工事契約に向けて取り組んでいます。

街路事業の津嘉山中央線においては、繰越明許費と現年度予算を合算して 8 月 29 日に工事を契約し、令和 2 年 1 月中旬完了に向けて取り組んでいます。津嘉山中央線（2 工区）は、8 月 22 日に物件調査業務 2 件を契約し、10 月末完了に向けて取り組んでいます。

公園整備事業については、黄金森公園の工事を 9 月末発注に向けて取り組んでいます。津嘉山公園は、8 月 6 日に工事 1 件を契約し、残りの工事発注に向けて取り組んでいます。

次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業については、繰越明許費で進めていました道路築造工事 1 件が 7 月 8 日、造成工事 1 件が 8 月 9 日に完了し、現年度予算の調査設計業務 1 件を 7 月 23 日に完了しました。工事及び委託業務の発注では、6 月 26 日に造成工事 1 件と 8 月 21 日に污水管移設工事 1 件、6 月 12 日に出来形測量業務 1 件、7 月 22 日に磁気探査業務 1 件、8 月 7 日に物件調査業務 1 件の契約を行いました。

下水道事業の未普及解消下水道事業では、繰越明許費で 6 月 26 日に津嘉山地内と宮平・兼城地内の污水管布設工事 2 件、現年度予算で 8 月 9 日に山川地内の污水幹線工事 1 件、7 月 17 日に津嘉山地内の污水管調査設計委託業務 1 件の契約を行いました。また、浸水対策下水道事業では、7 月 3 日と 8 月 7 日に照屋地内の雨水幹線工事 2 件、7 月 25 日と 8 月 27 日に工事に伴う磁気探査業務 2 件、8 月 7 日に物件調査業務 1 件の契約を行いました。

農業集落排水事業では、7 月 30 日に神里地区農業集落排水施設の機能診断、最適整備構想策定業務の契約を行いました。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の来年 4 月からの地方公営企業会計移行にむけて、システムの導入と条例の制定・改正等の作業を行っています。条例の制定・改正については、12 月議会に諮る予定で取り組んでいます。

次に産業振興課関係について申し上げます。農政班については、6 月 27 日に J A おきなわ津嘉山支店のさとうきび・野菜・果樹・花卉等の各部会の総会及び表彰式が開催され、平成 30 年／31 年期かぼちゃ競作会で 3 名、さとうきび競作会では、1 名の方の表彰が行われました。7 月 30 日に J A おきなわ南風原支店と 8 月 22 日に津嘉山支店の事業報告会が開催され、多くの組合員の参加がありました。8 月 30 日には、ファーマーズマーケット南風原くがに市場の第 5 回生産者大会が開催され、多くの生産者の参加がありました。

商工班については、町産へちまを県内外の多くの方へ PR するため、7 月 21 日にサンエー津嘉山シティにおいて、びゅうりーくん、はえるんも参加し販売促進を行いました。

7 月 15 日に観光協会主催の「第 8 回はえばる夏まつりキッズパーク」が中央公民館で開催され 4,000 名余の来場者がありました。黄金ホールの会場では、多くの工作教室が設置され親子で楽しくものづくりする姿や、お仕事体験では、警察・医療等を直に体験するなど終

始、子供たちの笑顔あふれる雰囲気で行われました。

10月1日より販売予定のプレミアム付商品券については、取扱店登録説明会を8月9日に行い、随時受付を行っています。また、非課税者への要件確認通知については、8月末に通知し、確認作業を行っています。9月下旬には、非課税者及び子育て世帯へ商品券購入引換券の送付を行う予定です。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育班については、7月25日から8月1日までの間、令和元年度全国高等学校総合体育大会サッカー競技が黄金森公園陸上競技場で開催されました。準決勝には約1,500人の来場者があり会場は活気に満ちあふれていました。

町体育協会では、第54回島尻郡体育大会（夏季大会）が7月28日のサッカー競技を皮切りに12競技へ出場し、6競技で優勝しております。

学校給食共同調理場については、配送時の安全運転を再確認するため8月7日に「安全運転実技講習」を行いました。今後も、給食を安全、確実に配送していきたいと思っております。

次に学校教育課関係について申し上げます。6月3日、5日、6日には、町教育委員会による町内幼小中学校訪問を実施し教育のより一層の充実を図るため、学校経営方針や学習指導等について意見交換を行いました。

7月9日には、町立幼稚園四園研修会を翔南幼稚園で実施し、学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の一層の充実を図るため、「様々なひと・モノ・ことと関わる体験を通して幼児の育ちを促すための環境構成と援助の工夫」をテーマに、50名余の園長・教諭等が活発な意見交換を行うなど研修を行いました。

7月31日には全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。町内の小学校は全教科において全国・県平均を上回り、中学校においては全ての教科において県平均を上回っております。

小中学校の空調機整備工事につきましては6月に契約を行い、11月完了に向けて順調に取り組んでおります。

8月22日には、プログラミング教育研修会を中央公民館黄金ホールで町立小中学校全教員を対象に実施し、次年度から小学校で必修化されるプログラミング教育に必要な知識・技能・学習環境等の情報共有を図るため、円滑な実施に向けた研修を行いました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。6月1日から6月30日までの間、公民館講座の受付を行い24講座に274名の方が、新しい趣味の発見や仲間と楽しく学び自分発見を求め受講いたします。

7月5日、第27回少年の主張南風原大会を開催しました。両中学校からは計7名参加し、南風原中学校3年生の城間陽人さんが優秀賞を受賞し9月5日開催の第34回沖縄県「少年の主張島尻地区大会」に派遣いたします。

7月29日、第25回南風原うちな一ぐち大会を開催しました。小学生12組19名、一般3組7名が参加し、北丘小学校4年生の新垣七教さんが最優秀賞に、津嘉山小学校5年生の

新垣望愛さんが優秀賞に、一般の部で喜屋武出身の野原賢一さんが特別賞を受賞され、8月18日開催の「第2回しまくとぅば語やびら南部地区大会」へ派遣いたしました。

7月25日に学校支援ボランティア懇親会を行い158名が楽しい雰囲気の中懇親を深めました。また、8月8日から8月18日までイオン南風原で「学校応援隊はえばる活動写真展」を開催し多くの方に成果を披露しました。

7月27日放課後子ども教室特別企画で夏休み親子工作を開催し、各小学校の教室から21組の親子が参加し、「親子で物作りを行うことの楽しさや身近な物のリサイクル方法」を学びながら作品づくりを行いました。不用品の材料からでき上がった、魚や海の生き物のクッションを中央公民館ロビーにおいて「南風原町の海」と題して、8月30日まで展示を行いました。

7月29日図書館で夏休み親子工作「絵本バックを自由にデザインしよう」を実施し、11組の親子が楽しくバックをつくりました。

7月31日から8月3日まで第25回子ども平和学習交流事業を行いました。各小学校から6年生2名、計8名、引率2名が飯上げ体験等の事前学習を行い、本研修では京都、大阪、広島で戦争や平和、差別や人権などについて学びました。研修で学習したことを、今後の学生生活に生かし、広い視野を持った人材になることを期待します。

8月22日から27日まで第10回南風原工芸リレー展、平田和子「ハイオ織作品展〜つなぐ〜」が開催され来館者は独特な組織織りに感動していました。

8月23日から9月1日まで、東北の工芸展「人・もの・自然をつなぐ手仕事展」を開催しました。東日本大震災の後、東北の各種工芸品を携えて南風原町で毎年開催されるこの展示会は、年を重ねるごとに人と人の交流が生まれ、手仕事に対する熱烈なファンがふえてきました。

以上を申し上げまして、令和元年第3回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で6月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長 知念富信君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時35分）

○議長 知念富信君 再開します。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

#### 日程第5．議案第34号 南風原町森林環境譲与税基金条例

○議長 知念富信君 日程第5．議案第34号 南風原町森林環境譲与税基金条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 34 号 南風原町森林環境譲与税基金条例 南風原町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、南風原町森林環境譲与税基金について定める必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第 34 号 南風原町森林環境譲与税基金条例について説明します。資料もつけてございますので、資料もごらんになりながら、確認をお願いしたいと思います。では説明します。国では、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律をことし 3 月に制定し、令和 6 年 1 月から森林環境税に関する法律を施行するとともに、本年 4 月から森林環境譲与税を施行することとしたところです。これに伴い、森林環境税の収入額に相当する額を森林環境譲与税として、国から都道府県及び市町村に譲与されることとなり、森林環境譲与税の適正な管理と活用を図り、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、基金を設置するものです。

条例をごらんください。議案の裏面にございますけれども、条例は、第 1 条に設置目的に関する事項、第 2 条に積み立てに関する事項、第 3 条に管理に関する事項、第 4 条に運用益金の処理に関する事項、第 5 条に繰替運用に関する事項、第 6 条に処分に関する事項、第 7 条に委任に関する事項、附則に、公布の日から施行する、の内容となっております。以上で議案第 34 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 39 分）

再開（午前 10 時 40 分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 説明が足りなかったようですので、もう少し細かく説明したいと思っております。では、議案第 34 号資料の 1、概要イメージ図をごらんください。背景的にパリ協定において、国の温室効果ガスの排出削減目標の達成と、災害防止を図るため、森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、森林を支える仕組みとして森林環境税が創設されました。そこで、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、国税として 1 人年額 1,000 円を上乗せして、市町村が徴収する仕組みとなっております。時期については、令和 6 年から課税徴収するということになっております。

森林環境譲与税の仕組みについてご説明します。譲与税の仕組みとしましては、国に一旦



集められた森林環境税を、間伐などを実施する市町村や支援する県に譲与配分することとなっており、課税に先行して、今年度から開始されます。譲与税を選考するに当たって、その原資は、交付税及び譲与税特別会計における借り入れにより対応することとなっております。また、譲与税は徐々に増加するように設定されており、借入金は後年度の森林環境税の税収をもって償還することとされております。あと、譲与税の配分、案分方法ですけれども、資料の2譲与の基準として記されてございますけれども、令和元年度は、全国で200億円を予定しており、私有林人工林面積で50%、100億円、林業就業者割で20%、40億円、人口割で30%の60億円を、それぞれ全国の市町村に80%、県内に10%を配分するという内容となっております。本町への譲与税の見込み額は、151万8,000円で、譲与時期は年に2回です。9月と3月にそれぞれ交付するということとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 ちょっと教えてほしいのですが、寛諄議員と同じようなことですが、5年間は国が借り入れをして、県、市町村に配分する200億円が、5年間で1,000億円の借り入れが生じてきて、令和6年度から徴収する森林環境税を、この1,000億円の返済に充てるわけですよね。これは何年で充てるのか。実際に国が住民税と一緒に徴収する金額は、1年間で幾らになるのか。この返済を何年間で計画されているのか。

それから、市町村に段階的に9割負担するわけですが、南風原町は既に151万8,000円になりますけれども、それで1割ふえていくとなるのですが、人工林が3ヘクタールとありますけれども、これから人工林をつくっていく財源として配付されるのか。今ある森林、雑木林とか南風原町は多いのですが、そういうものは該当していないのか。要するに、下のほうに間伐材とかいろいろ利用できる制度もあるのですが、雑木林はそれに該当しないのか。この辺の細かいものはどのように説明を受けているのか。4にありますけれども、南風原町がどういうものに活用できるのかというのがまずあるのですが、その辺、もう少し詳しく教えていただきたいのと、それから個人住民税と合わせて1,000円徴収ですけれども、要するに4期ありますよね。1回ですぐ徴収するのか。徴収方法は分配してやるのか、一括でやるのか。その辺はどのようになっていくのか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 1番目の、ことしが2億円で、細かく説明しますと、令和元年、2年、3年は200億円、4年、5年が300億円で、1,000億円ではなくて、1,200億円を前倒しで受け取ることとなります。それを、今、試算では600億円集まることになっていきますので、その分を令和6年、7年、8年、9年、10年、11年、12年、13年、14年で返していくと。返しながらかつていって、今、案になっております。続きまして、法律上は9割を市町村に配付するということですが、特例で今年度は8割。これは段階的に移行ということですが、令和元年から令和6年までは8割、令和7年から令和10年までが85%、令和11年から令和14年までが88%、令和15年から10%になり

ます。

人工林の話ですが、雑木林とかありましたけれども、これはあくまでも、人工林は人が手を加えて植えた人工林についてです。実際、南風原町は人工林と指定しているところはあるのですが、調べてみると、人の手で植えたところではあるのですが、実際は議員がおっしゃるとおり、雑木とかきれいに手入れがされていない状況なのかなと見ています。それを、どのような用途に使用しますかということですが、資料の4森林環境譲与税の使途とありますけれども、そこで(1)、(2)、(3)、(4)とありますけれども、これを具体的にお話ししますと、森林の整備というのが間伐等のことになります。それは、極端に言いますと、間伐でもあるのですが、南風原町に該当しないと思いますけれども、本土や森林がきれいにあるところは、森林に行く通路の林道の整備をしたりするのも該当します。あとは、担い手育成とか、そういうものにも該当します。木材利用とか普及啓発とかに該当しますけれども、南風原町が考えているのは、今は木材利用ということで考えています。その木材利用を具体的にお話ししますと、学校や公共施設の机や椅子、遊具等の導入ということが予定されています。今はまだ、うちのほうもざっくりとしたデータしかなくて、今からですので、今後、譲与税が交付されて実際に使うときに細かいマニュアルが出てくると思いますので、その段階でまた詳しいものが出てくると思います。

それと、先ほど徴収の話がありましたけれども、その件については、5年後の話ですので、まだきれいに把握しておりません。今後、産業振興課ではなくて、税のほうで条例の制定とかいろいろなものが出てくると思います。以上です。

○議長 知念富信君 1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 再度確認ですが、人工林が該当するということですがけれども、今現在、南風原町は3ヘクタールの人工林があるわけですね。それに従事しているのがお二人いらっしゃる。どういう方々がなさっているのか。それから今後、人工林の面積というのは、南風原町でふえる可能性があるのか。その辺は皆さんのこれまでの見立てでは、どのように推移していくのか。あるいはもう少し、一区画、どれぐらいの面積から人工林とみなすのか。その辺も資料がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 人工林の定義は、面積とかではなくて、人の手により移植された樹木ということになっています。今、南風原町では4カ所ありますけれども、これは国のほうで指定されているのですが、今、自分たちのほうで把握しているのは、多分これは、以前に造林事業というのがありました。そこで植えたものが該当しているのだと思っています。個人が仕事として植えたものではなくて、造林事業で植えたもののだと思っています。

それと、お二人いると資料に記載していますけれども、私たちのほうもお二人はどこにいるのかと調べたのですが、多分今、国勢調査の人数なので、県に問い合わせても詳しいデータがいただけませんでした。ただ、県と話をすると、多分個人で営んでいるというよりも、南風原町には沖縄県森林組合連合会というのが大名にあります。そして沖縄県林業協会と

というのが新川のほうにあります。多分県のほうは、きれいに把握していないのですが、多分、そちらの社員とか職員が、南風原町に暮らしている人が、公共機関、県の機関の職員が南風原町に居住しているということで、2名ということではないでしょうかということで、正確なことは県のほうもわからないということで、こういう形で情報を得ています。

○議長 知念富信君 進行してよろしいですか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 お伺いします。今、勇議員も聞いたのか、聞き漏らしたかもしれませんけれども、資料の1(1)に、令和6年度から個人住民税と合わせて徴収しますというのがあって、それから2譲与の基準の四角い点線の枠の中に、人口3万7,502人とありますけれども、これは南風原町の人口だということだと思いののですが、この場合、南風原町の町民で、個人住民税と合わせて1,000円を徴収される。令和6年度からの話ですけれども、これは単純に3万7,502人掛ける1,000円にすると3,750万2,000円になるのですが、税務課のほうで確認してほしいのですが、そういうことはないんじゃないかと思うのですが、いずれにしろ、人口がこれだけあって、住民税とともに払うとなると、この人口あるいは、今年度の南風原町の住民税を払っている人数を掛けるとすると、南風原町は幾ら負担することになるのかということと、それから先ほど、入ってくるのは151万8,000円ということでした。いずれにしろ、バランスは大きく取れない形になると思うのですが、このことについて、町長はどのように認識されるか。それから使途なども説明がありましたけれども、余り具体的ではないですよ。具体的だと思われたのは、学校の椅子や机などの木材でということもありましたけれども、150万円では到底、数的に対応できるものではないわけですから、そのあたりを町長はどのようにお考えですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず現在、住民税には均等割というのが課税されておりますが、こちらのほうは町民税で3,000円、県民税で1,000円、復興税で1,000円のトータル5,000円を均等割で徴収しております。この復興税というのが、令和5年までとなっております。令和6年からは、この復興税に変えて、森林環境税ということになりますので、住民からすると、額は5,000円のままということで増額はありません。ただ、こちらの復興税は1,000円を徴収していますが、この500円は市町村、500円は県となっておりますので、均等割の5,000円のうち3,500円が町税、1,500円が県税となっております。しかし、令和6年から森林環境税になりますと、1,000円が国税となりますので、本町では現在、500円の復興税として約900万円ありますが、今回、森林環境譲与税が半月分で150万円、次年度以降、年間300万円が予想されますので、約900万円から300万円を控除すると600万円、町としては税額がマイナスになるということ、我々としては試算しております。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩 (午前10時57分)

再開（午前10時57分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 6月末時点で、均等割の納税者が約1万8,000人、それに1,000円を掛けますと1,800万円という試算となっております。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは大城 毅議員のご質疑にお答えいたします。確かに、1万何名かの均等割、課税の方々からの税収と、それから交付される金額のバランスにつきましても、確かに議員ご指摘のとおりバランスがとれていないという感じもいたしますけれども、しかし、これに関しましては、復興税もそうですけれども、法律に基づく税制でございますので、行政を預かる者としたしましては、それはもう法律のとおり実践すべきかなという思いでございます。

それから利用についてですけれども、先ほども玉城 勇議員に担当の者から答弁いたしました。材木の利用促進という観点で、交付金の利活用が可能だと考えております。単年度、単年度の交付金の額はわずかでございますけれども、今回提案しているように、基金に積み立てていって、一定程度の金額に達しますと、また議会の承認もいただきながら、イメージといたしましては、幼稚園とか学校の低学年の腰かけとか、そういう木材で作成された備品を購入することで、林業の木材の利用促進につながるというイメージで考えております。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 町長の答弁の中心的なところは、法律で決まったことだから、地方自治体を預かる者としては執行するのが当然だということでありましたけれども、それはそれで間違いではないのでしょうかけれども、ただ、復興税という、令和5年までである予定の復興税、これは東日本大震災あたりをイメージしますと、一般的に、当然私たちも一緒になって復興を進めていこうということも、非常にわかりやすい、理解しやすいことです。一面では。ただ、それは本当に、令和5年で復興が完了するののかということと言うと、とんでもない話だと私は思いますし、原子力の被害のことも考えると、到底これで終わるものではないと思うし、そもそも国民みんなでそれを負担するというのが、果たして正しいのかという点などでも、いろいろな議論があろうかと思えます。

一方またこのような森林環境というものが、ほとんど徴収がいっぱいされて、還元がほとんどないというものについても、町長はただ単に法律だからしょうがないということだけで本当にいいのかという点では、私はもっと町長なりの考えも述べられていいのではないかと思いました。ただこれも、150万円の5年間、当面の想定としては歳入が…、若干、割合がふえているからね。それでも150万円がそもそも、南風原町全体の財政規模からすれば、そんなに大きなものとは言えないわけですから、これをさらに基金に積み立てて、その利子で、その成果で、果実で運営をするとすると、さらにまた低利率の時代に、ますます規模の小さな話になってしまうという感じがします。これは感想ですけれども、特に質

疑はありませんので、ぜひ委員会で深めていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 34 号 南風原町森林環境譲与税基金条例については、経済教育常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 03 分)

再開 (午前 11 時 13 分)

○議長 知念富信君 再開します。

#### 日程第 6. 議案第 39 号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 6. 議案第 39 号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 39 号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは議案第 39 号の説明を申し上げます。お手元にお配りした議案第 39 号の概要をごらんください。まず概要で内容を説明します。その前に概要のタイトルに「南風原町幼稚園保育料条例」とありますが、「南風原町立幼稚園保育料条例」のほうが正しいでございますので「立」の追加をお願いします。ところどころ、その訂正を交えながら読み上げていきたいと思っております。

まず、今回の南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年 10 月 1 日から施行され、幼稚園教育・保育が無償化されることに伴い、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正し、町立幼稚園を利用する子供の幼稚園保育料をゼロとするものです。これは、幼稚園の教育の部分に当たる部分を利用するお子様の利用料をゼロとするものということでございます。まず、条例の中では、2 の改正について次の事項を定義しております。第 2 条第 2 号で「支援認定保護者」とあるのを「教育・保育給付認定保護者」に改めております。これは、子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者のことでございます。第 2 条第 3 号で「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めております。これも、子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どものことでございます。そ

れでは3の保育料をゼロとする改正と条項の削除についてですが、第3条で保育料について定めておりますが、この中で、町立幼稚園保育料を利用する教育・保育給付認定保護者から徴収する保育料をゼロとすると改め、表の削除を行っております。それから第4条に減免の条文がございましたが、保育料がゼロとなったことにより、減免の条文を削除しております。さらに附則で、これまでの保育料に関連する経過措置を追加しております。中身としましては、この条例の規定による改正後の南風原町立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の保育料について適用し、施行日前の利用に係る保育料については、なお従前の例によるということで改めております。

全体的なものを再度申し上げますと、幼稚園の教育の部分を利用する子供たちについての保育料をゼロとするという改正ということです。以下に、改正前の表が添付されていますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時18分）

再開（午前11時18分）

○議長 知念富信君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1点だけお聞きしたいのですが、今南風原町は、幼稚園は4歳、5歳ですよ。将来的に、3歳になる可能性があると思うのですが、そのときに3歳も入るのかどうか。幼稚園として、3歳は保育園の保育という形になるはずですけども、幼稚園になったときに、3歳を受け入れるときは、その法律は入っているのかどうか。その点だけお伺いします。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。仮に3歳児保育が始まった場合、今回の法律では3歳から5歳までの幼稚園の子供たちが対象となります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第40号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第7. 議案第40号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第40号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正す

る条例 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは議案第 40 号の説明を申し上げます。お手元の議案第 40 号の概要をごらんください。まず、先ほどと同じように、タイトルに「町立」の「立」が抜けております。正しくは「南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例」です。ご訂正のほどよろしく申し上げます。

改正の内容としましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年 10 月 1 日から施行され、保育の必要性の認定事由に該当する子供について、預かり保育料が無償化されることから、南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正し、保育の必要性の認定事由に該当する子供について、預かり保育料を無償とするものです。これは先ほど。幼稚園の午前の部の教育の部分についてゼロとするという条例について説明しましたが、この部分について、午後の部分の預かりの部分で、かつ 2 号、仕事をされている親御さんたち、保育の必要があると認定をされた子供たちの預かり保育料について、無償化するということの改正でございます。

2 の預かり保育料の無償化の規定ですが、第 2 条で預かり保育料の額が定義されております。第 2 条に第 4 項を追加し、無償化の規定を定めております。対象としましては、子ども・子育て支援法第 30 条の 8 第 1 項の施設等利用給付認定子どもと指定されていまして、この内容としましては、保育を必要とし、預かり保育を利用する子供のことで、新 2 号認定を受けた子供のことでございます。さらにその中に、その子供が該当月に係る保育料からということで条例を定めていますが、条例の中で言っている金額が 1 万 1,300 円、これは認定に係る上限が、無償化の限度額が 1 万 1,300 円を控除し、その額がゼロ以下である場合には徴収しないものとするということを第 3 項で追加定義しています。この内容を説明しますと四角のほうで書いています。まず 2 号認定の方が 20 日間、1 カ月の普通の預かり保育と、それから 4 日の土曜日、これは 1 カ月丸々預かり保育を利用した場合をイメージしているのですが、預かり保育料が月額上限で 5,000 円。土曜預かりが 4 回の 800 円で 3,200 円という計算になります。これまでどおりの預かり保育料の計算ですと、月額 5,000 円足すの土曜日預かりの 3,200 円を足して、8,200 円が保護者が納めるべき保育料となるのですが、無償化対象の限度額が、2 号の限度額が 1 万 1,300 円になりますので、今回の条例の第 4 項で定めた 8,200 円から 1 万 1,300 円を控除すると、マイナス 3,100 円ということになりますので、その額がゼロ以下である場合には、徴収しないとうたっていますので、2 号の保護者からの徴収額はゼロ円となるということです。しかし、保育を必要としていない 1 号認定の保護者からは、そのまま 8,200 円の納付をしていただくという形の改正でございます。

さらに改正の中では、第 2 条第 3 項で、実施日数を利用日数に改めております。それから

第5条に預かり保育料の減免がうたわれておりましたが、これについては、先ほどの保育条例で表が削除されたために、同条第1項第2号、同条第2項、第3項で、無償化に伴い、南風原町立幼稚園保育料条例第3条の別表を削除したために、市町村民所得税額割の7万7,100円以下で、ひとり親世帯と在宅障がい児（者）のいる世帯の部分を再規定しております。この内容としましては、第5条第1項第2号に該当する世帯については、月曜から金曜までの利用料が月1,250円、土曜日利用が1日200円、半日が100円という形で改正がされています。ちなみにア、イの部分については改正ではなくて最初からのもので、定義の部分だけを改正したということでもあります。総括して言いますと、午後の部の預かり保育料で第2号、保育を必要とする方の子供については無償化するということの改正でございます。以上、説明を終わります。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時29分）

○議長 知念富信君 再開します。

質疑のある方はこれを許します。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 土曜日預かりが無償化されることになったときに、これまで預けていなかった方も預ける可能性が出てくると思います。それで、現在の土曜日預かりは1カ所で合同でやっていらっしゃるということですが、仮に人数がふえた場合は分けてやる計画とか、その辺の可能性はどうなのでしょう。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この辺についても、我々もいろいろ検討している中でございます。ただ、預かりの無償化の対象となるのが、先ほどから言っていますように、保育を必要としている方々ですので、既にそういう方々は、土曜保育とか預かりのほうを使っているのかなど。今現在、土曜保育とかその辺が使われていない方は、我々の認識の中では、一般的には、土曜日は在宅の方々がほとんどだということがありますので、万が一、仕事はしているけれども土曜日は手が空いていたので見ていたけれども見てほしいという方々があつたとしても、そんなにたくさんふえることはないであろうという認識でございます。ただ、実際、申し込みが殺到するということがあれば、再度こちらのほうでも検討は重ねていきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例は、経済教育常任委員会に付託いたします。



日程第 8. 議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 8. 議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。議案書ですが、改め文が 2 ページから 12 ページまでございまして、この分の全文を読み上げるのは割愛しまして、お配りしました議案第 35 号の資料で、今回の一部改正の部分のポイントの部分をご説明したいと思います。

まず、改正の趣旨としましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、これは内閣府令でございしますが、この基準が改正されまして、利用者負担額を支払う保護者の範囲の限定、それから食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、その連携施設の確保の経過措置の延長等について、所要の改正並びに規定の整備を図る必要があるための改正となっております。

概要でございまして。まず 1 点目は、規定それから字句の整理でございまして。これは各条項で改正が出てまいります。内容は、子ども・子育て支援法等の一部改正における用語の改正で「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」等としまして、また新たな用語、それから定義を追加、略称の変更、字句の整理及び条項ずれに伴う改正となっております。次に 2 点目です。利用者負担額の受領についてということで、これは第 13 条第 1 項関係でございまして。新旧対照表の 19 ページです。こちらは第 13 条第 1 項関係でございまして、保育園を利用した場合の利用者負担額を支払う教育・保育認定保護者の範囲が、これまでゼロ歳から 5 歳児まででございましたが、無償化に伴いまして、満 3 歳未満保育認定子どもに限定されたということで、そのような改正となっております。次に 3 点目です。食事の提供

に要する費用の取り扱いの変更について。これは第13条第4項関係で、新旧対照表で20ページになります。内容としましては、保育認定を受けている3歳以上の子供は、主食費のみを負担するこれまでの規定から、副食費の負担が追加される取り扱いに変更されたことによる改正となります。ただし、下記①・②に該当する場合は免除対象となりますということで、この副食費の免除規定も定めています。例えば①年収360万未満相当世帯の子供に対する副食費は免除します。それから②第3子以降の子供に対する副食費も免除となります。4点目です。連携施設の確保の緩和です。この内閣府令が改正されたことに伴いまして、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の追加及び利用乳幼児に対する卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保義務の緩和並びに満3歳以上の子供を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除についての緩和が拡充されました。さらにまた連携施設の確保をしないことができるという経過措置が5年から10年に延長されたことによる改正となっております。

この幼保無償化に当たりまして、議案第35号資料とは別に、また別刷りの幼保無償化に関する資料をお配りしていますので、こちらのほうも少し説明したいと思います。まず1ページ目ですが、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます、まず幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たちはどうなるかというところで、まず、対象者・利用料についてです。白丸の1点目、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。黒丸1点目、幼稚園については月額上限がありまして2万5,700円までとなります。黒丸3点目、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食、おかずとかおやつなどですが、その費用が免除されるというものです。次の白丸、ゼロ歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。またさらに、その中で子供が2人以上の世帯に負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、ゼロ歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となると拡充されます。次に、対象となる施設、事業ということで、施設としては幼稚園、保育所、認定こども園に加えて、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。

次のページをお願いします。先ほど、教育委員会からも改正の上程がありましたが、幼稚園の預かり保育を利用する子供たちに関する部分です。こちらの対象者・利用料については、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があるということです。この幼稚園預かりの保育料を無償化にするためには、保育の必要性のある子供が対象となるということになります。こちら、利用日数に応じて、この場合、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育料の利用料が無償化されます。

次です。認可外保育施設等を利用する子供たちに関してですが、対象者・利用料としては、無償化の対象となるためには、こちら「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育を必要としているが、認可外保育施設に入っている場合の子供たちが対象ということです。3歳から5歳までの子供たちは月額3万7,000円まで。ゼロ歳から2歳で、住民税非課税世帯の子供たちは月額4万2,000円まで、利用料が無償化されるということです。対象となる施設に関しましては、認可外保育施設だけではなく、それに加えて一時預かり事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

それから下のほうで、就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までその利用料が無償化されることとなります。

次のページをごらんください。幼児教育・保育の無償化の主な例という形で、例えば左側の3歳から5歳の子供がいて、この子供が保育の必要性が認定されている子供ということになります。この子が真ん中のほうにあります幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援を利用した場合は無償です。2段目の、幼稚園の預かり保育を使った場合も月額1万1,300円までは無償です。3段目、認可外保育施設、一時預かり事業、これは月額3万7,000円まで無償になります。それから幼稚園、保育所、認定こども園とあわせて、この子が就学前障害児の発達支援を利用した場合もともに無償となります。この場合、幼稚園の場合は上限が2万5,700円になりますということです。同じく左側、3歳から5歳で上記以外。要するに保育の必要性がないという家庭のお子さんです。その場合、幼稚園、認定こども園、就学前障害児の発達支援を利用した場合は無償です。ただし、幼稚園は2万5,700円までですということです。こちらも幼稚園、あるいは認定こども園と障害児の発達支援を使った場合、これもともに無償になりますが、幼稚園は上限2万5,700円ということでございます。

米印、太枠で囲っていますが、住民税非課税世帯については、ゼロ歳から2歳までについても、上記と、今説明したような同様の考え方により、無償化の対象となりますということです。

次のページをお願いいたします。こちらは、次に上程します議案とも関連してきますが、副食費の取り扱いについてでございます。現在、3歳から5歳児の給食費については、副食費、おかずとおやつ分は、保育料の一部として徴収しています。主食費として、保育料とはまた別途主食費を徴収しています。これが改正後、10月以降は、3歳から5歳児の給食費については、原則、引き続き保護者の負担となります。主食、副食分という形で徴収することになります。まず、この図ですが、左側のほうでは、今現在、保護者が保育料、それからこの保育料に副食費は含まれているという形になります。保育料、副食費、主食費と保護者が全部負担していることとなります。これが改正後、右側です。点線の部分、保育料の部分、こちらが無償化になります。ただし、副食費と主食費は引き続き保護者負担となります。3歳未満については、下のような形の、今と同じで変更はないという形になります。

次のページをお願いします。今回、保育料は無償化になりましたが、副食費が、実際負担が形として出てきましたので、今度、国においてはこの副食費の免除を設けております。これが年収360万円未満相当の世帯の全ての子供、それから全所得階層の第3子以降を対象

に、副食費を免除するということになっております。1号認定、2号認定がありますが、例えば2号認定子供の場合、網かけされている部分は、これまで保育料が、これまでも段階的に無償化されてきていますので、この網かけされた部分は、これまでも保育料が無償化された部分。この方々については引き続き副食費も免除する範囲だと。それから今回新たに副食費を免除する範囲の拡充ということで、この斜線の網かけ部分まで副食費を免除すると。要するに今網がかっている部分は全て、10月1日から副食費を免除する範囲となります。以上が、幼保無償化の主な内容でございます。議案第35号については、今説明した内容を我々の条例の中で変更する箇所を、大きく3カ所を変更した内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 質疑ではなくてお願いがあるのですが、委員会に付託されますけれども、この幼保無償化については、利用者の方々はもちろん、施設の運営者の皆さんも内容を理解して、実際に事に当たって行くに当たって、いろいろな不安、知らないことがたくさんあると思います。私も含めて。それで、委員会での審議、議論の助けのために、できるだけ全体的なことを表、図式化で資料を用意していただければ、委員会での審議の助けになるのではないかと思うのですが、ちょっとした作業になると思うのですが、それをお願いできないでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 委員会のほうでは、理解しやすいような形で、利用申請から流れていって、どうなるという形の部分、フローチャートで示せるような形で準備したいと思います。

○議長 知念富信君 ほかに。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 一つだけ確認。この資料の2ページの2段目、対象者のところで注1、保育所、認定こども園等を利用できていない方ということは、認可外の話ですけれども、認可外に、認可園に入れなかったから行った人が対象だと。そうではなくて、すぐ直接認可外に行った人は対象ではないですと。こういうことですよ、この文章からは。認可園に申し込みをしないで、要するに保育に欠けるという子供であっても、認可園にまずは申し込んで、外された方、仕方なく認可外に行く、こういう方が対象ですと。認可外にすぐ行った方は対象ではないと。これをちょっと確認したいと思います。

それからもう一つは、主食とか書いてあるところの、今度、保育料に副食費が含まれていたと。それと主食費は別に取っていたと。今度は、保育料は取らないで副食費と主食費を取っていくと。副食費と主食費の額は同額を取るのでしょうか。その件もお伺いしたいと思います。

それともう一つは、連携施設の確保の問題ですけれども、これまでは3歳未満児を預かっている保育園では、3歳になったときの保育連携施設を確保してくれということを書いて

いたのですが、今回、これが緩和されて、連携施設を確保しないことができるのを、これまで5年だったのが10年に延長されたと。ということは、その子供たちがその間には、例えば、これは全体の法律ですけれども、南風原町において、十分に保育できるということなのでしょうか。その間で施設を整えるということができのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず1点目です。注1で保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。これは、例えば認可保育園を申し込んだけれども入れなくて、待機児童となっている方、当然それは保育を必要とする方、議員がおっしゃいますように、直接そういう申し込みをしないで認可外に行っている方、これはどちらも対象となります。要するに、その前提として、保育の必要性の認定を受けなければならないということです。ですから一旦、町から保育を必要としているという認定を受けた方が、認可外保育施設を利用した場合に無償化の対象となるということになります。

それから2点目、主食費、副食費の部分でございますが、額については、次の議案第36号での上程となりますが、同じ額ということにはなりません。それぞれの園が、それぞれかかった費用をもとに設定していくこととなりますので、そこはそれぞれの園で設定していくこととなります。

それから3点目、連携施設のほうですが、こちらは連携施設の確保は、うたわれてはいますが、全国でなかなか連携施設の確保ができていないと。そういう状況を見て、国のほうでもこの基準を緩和して5年としていた部分をあと5年延長して10年に持って行ったと。そういった中で、認可保育園とかそういった施設が整備されていった、待機児童もほぼなくなっていく状況の中では、連携施設の確保もやりやすくなっていくのではないかと考えています。以上でございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 先ほどの注1のところはわかりました。

副食費と主食費、各園で違うと。そこで出している量によって、物によって違うということだと思うのですが、1つの園では同じようになるのですか。それは、町では指導とかそういうのはできないということなのですか。例えば町が扱っているものでは、宮平保育所があるわけですけれども、そこで同じようになるということなのでしょうか。それとも、今度の改正によって値上げするということなのか。私はその辺をお聞きしたかったのですが、それぞれ違うということですが、これまでと同じようにやるのか。そういう改正の時期にまた値上げがあるのか。町が管理している宮平保育所はどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、全国的に5年では対応できていないということですが、南風原町は、実際には待機児童がどうなのか。そのことによって多くならないのか。要するに、対応できていれば、それはそれで引き受けるところがあるわけですから、別に確保義務はなくても、でき

るということだと思うのですが、その辺が懸念されるものですから、10年まで延ばしましょうということ、延ばすのは、それはそれでいいかもしれませんが、その間に、3歳を過ぎたら入れなかったと。連携がないわけですから。連携施設の義務がないわけですから、その辺を懸念するものですから、どうなんだろうということ。どういうお考えですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員ご質疑の、今いるゼロ歳から2歳の子供たちが、3歳になるときにこの連携施設にスムーズには入れているかという部分でございます。南風原町では、その部分は全員スムーズに入って行っております。受け入れられております。待機児童にはなっていません。

副食費について、例えば宮平保育所についても、これまで保育料に含められた形での副食費ということになります。保育料に含まれた副食費の算定の部分に関しては、これは保育所の公定価格と、そういった部分で国が定めた基準の部分ぐらいしか入っていない形になりますので、実際には、この金額は今度から実際にかかった金額での請求額と一緒ににはならないこととなります。それから町が、他の保育園へこの金額にという指導はできません。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 保育料等が全部含まれているからよくわからないということですか、今の答弁は。要するに公定価格が云々、国の定めたものと言っていましたけれども、この図面では同じような額みたいな感じでやっていますので、保育料はなくなったけれども、副食費や主食費を新たに払うわけですから、それがどういう中身になるのかなど。その際というか、多くとるのか。内容がよくなればいいのですが、そういうのがどうなんだろうと。そうしたら、例えば町として、ほかの保育園にとやかく指示はできないということですが、同じような副食費が出るような、主食費がきちんとできるような形での指導は、私はできると思うのですが、その辺がどうなんだろうと思います。

それと、聞くところによると、国からの保育料が1人当たり600円でしたか、減らされるという話があって、その辺がそれに関連してくるのかとも思ったのですが、要するに、子供1人当たりの基本的な運営費が、実質的に月額600円引き下げられるということが、今あると報道がされていたのですが、その辺の関係でも、その辺の副食費のほうで、運営費が足りなくなるからカバーするということもあり得るのかなという考え方が、変な考え方もかもしれませんけれども、しかしながら、保育料が国から補助されるのが少なくなれば、副食費は主食費でカバーしようということもあり得るのではないかとも思うものですから、その辺は、皆さんの管轄している宮平保育所では、実際に同じようになるのか。ほかの保育園にとやかく言えないのであれば、その辺はしっかりと、これまでどおりのあれでやることになるのか、それが変わってくるのかというのが、非常に気になるところです。その辺、答えられる範囲で答えてほしいと思うのですが、できなければ委員会でぜひ審議してほしいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まずは、この副食費に関しましては、それぞれの園が保護者から徴収していくということになりますので、それぞれの園は、きちんと説明責任があります。入所するに当たって、私たちの園は主食費がこれだけで、副食費はこれだけですと。当然、これだけコストがかかる、この金額になっている部分がなぜという形での部分を説明することになっていきますので、それはそれぞれの園がしっかりやっていただけたらと思っております。宮平保育所においては、次の条例で提案しますが、設定されたこの副食費については、前年度でこの給食費、賄材料費としてかかった実費をもとに算定していますので、かかった分についての1人当たりの副食費として設定していますので、今後もそういう形での副食費の設定になっていくこととなります。

○議長 知念富信君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 今回の副食費の件ですが、それぞれの園に説明責任があるということですが、これを例えば町が主導して、上限というのを決めることはできないのでしょうか。園の説明だから幾らでも実費がかかる、自分たちはいいものを使いたいので、副食費はこれだけの金額ですとやった場合、認可保育園の園にばらつきが出て、どうもその辺が納得いかないところなのですが、それに関しては方向性というか、その辺は本当に園が自由に上げるというか、その金額が、できれば私としては、町として同じような上限を設けて、これ以上、上げてはいけないとか、そういうのがあれば、園としてもいろいろとやりやすいのではないかと思うのですが、差があるというのは、ちょっと気にかかる場所ですが、その辺の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 副食費、食材料費の取り扱いについては、内閣府からも、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いの変更についてということで文書が出ております。その中においても、副食費の徴収額の計算、そういう部分はそれぞれの園が行って徴収すると。実際かかっている金額でもってやっていくとなっています。そういった中で、幾らでも上げていくとか、そういった部分はまずないと考えます。これは、先ほど申し上げましたように、計算して出した金額は、しっかり保護者に説明するよということ、国からも指導がありますので、そのようになっていくものと考えます。

○議長 知念富信君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 私が気になる場所は、各園のばらつきです。ですから、各園、ある程度計算されて出てくると思っていますので、その辺の調整をぜひとも町の方向性としては、平均値をとるなり、その辺を考えていただきたいと思っております。今後また検討していただきたいと思っておりますが、お願いいたします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 次の提案で、宮平保育所の主食費、副食費の額を提案いたします。その額が認可保育園においては参考になるのかなと思っております。我々からこれに合わせてと

いうのではなくて、認可園の方々が、その金額を参考にしていくのかなとは考えます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは幾つか質疑をしたいと思います。議案第35号ですけれども、先ほど答弁にもあったように、少し後ろの条例にもかかる点はあるかもしれませんが、資料で質疑をしていきたいと思います。前もって、付託前にこの資料を出していただいて非常に助かります。非常にわかりやすい資料だと思いますが、少し何点か気づいた点を質疑したいと思います。まず今回の3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化についてですけれども、どのように対象者に、または対象の家庭に通知をするか、お知らせするかというのが非常に大事なことかと思えます。先ほど言ったように、認可施設とか幼稚園に通っている子供だけではなく、ほかの方々も対象になり得るし、これまで認可されていないところであっても、保育の認定を受ける必要がある。つまり、対象者が広がる可能性があるわけです。そういったところでは、それぞれの対象者にどのように、どの程度のお知らせをするかというのが大事だと思いますので、それを再度確認したいと思います。

次に、2点目に、まず1枚目のところで対象者というところで、2つ目の黒丸で、無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前と期間が打たれています。3から5、3から5というのが先行していますので、対象者が不明確な点が、この説明ではあるわけですけれども、この説明からすると、理解としては4歳になる学年、5歳になる学年、6歳になる学年、この3年間、そういう理解、実質的には4歳、5歳、6歳という理解になりますけれども、そういった理解でいいのか、確認をしたいと思います。

次に、1ページのところでは、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育等々ありますけれども、これは認可に順ずる施設だと理解します。表記としては認可保育園という表記はありませんけれども、当然それも含まれる。またそういったところに関しては、改めて保育にかかる、保育が必要な認定は必要ない。つまり今回の無償化にかけては、その認定されている施設に通う子供たちには、新たな手続等は必要ない。そういう理解でいいかどうか、お答えください。

次に1枚目の裏面です。認可外保育施設を利用する子供たちに対してです。これは、保育の必要性の認定について、新たに受けないといけないとなるわけですけれども、保育の必要性の認定、受け付けをして、多分、現在受け付けをしているところだと思いますが、認定後、どのように報告されるのか。10月ということで期間が迫っていますので、対象者の皆さんはほぼ受け付けをされているとか、されていないとか、現況はあると思います。残り1カ月ですから。その辺の状況、また方法について教えてください。

次に6点目ですけれども、認可外保育施設でしたら、毎日通う施設になりますので、それは保育の必要性の認定だけでいいかと思うのですが、ここにある一時預かりとか病児保育、ファミリー・サポートについては、その必要に応じて利用する施設になりますので、その場合、どういった申請が必要なのか。資格証みたいなものを発行して、これを見せれば無償化でいくとか、それとも今、医療費等、似たような感じですがけれども、現物給付になるのか、



後日の払い戻しとかそのようになるのか、その辺の運用について教えてください。

次に、2枚目の紙の下のほうですけれども、注2のところ、認可外保育施設については、国が定める基準を満たすことが必要になると表記があります。ここで言う国の定める基準というのは、現状の認可外の基準なのか。それとも認可保育園に準ずる基準なのか。どういった基準なのかを教えてください。またその下の2行目に、無償化の対象とする5年間の猶予期間とありますけれども、この基準に満たない場合、つまりこの基準というのが、現在の認可外の基準であれば、別に5年に満たないという心配はないのですが、基準が引き上げられて、認可の基準に準ずるということになれば、この5年間、猶予期間を経た後には、さらに認可外保育園が減っていく、そういった可能性があるわけです。今回は認可と同様に保育の必要性の認定を受けるわけですから、そういうことでいくと、さらに待機児童がふえると。同じような手続ですから、別に認可外保育園に通っていても、保育の必要性を受けるわけですから。そうなることで、認可外保育園が5年間の猶予措置によって、さらに減っていく可能性があるのではないかと懸念されますけれども、どういう基準なのか、教えてください。以上、よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 1点目、周知の方法ですが、幼稚園を利用しているお子さん、世帯については幼稚園を通して、認可保育園に通っているところは認可保育園を通してという形で、今、通知案内を出しています。それから、把握している認可外保育施設、そちらについても案内をしながら。どこにも行っていない、どちらにも行っていないと把握している世帯には、直接郵送するという形で案内をしているところです。

それから2点目、無償化の期間が満3歳からという表現の部分ですが、3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間ということですので、やはり満3歳、満4歳、満5歳。4歳、5歳、6歳ではないということです。学年という…、例えば3歳児クラス、4歳児クラスが保育園にはありますが、幼稚園においても4歳児、5歳児クラスですから、そこで満3歳、4歳、5歳になっている子供たちが対象ということです。

次に、対象となる施設の…、今、認可保育園に通っている子供たちは、手続は必要ないということになります。

それから次のページの、認可外保育施設を利用している子供たちの保育の必要性の認定という部分では、今、案内を送っている状況で、幼稚園の一時預かりのところも進めながらやっているところです。認可外保育施設については、まず認可外保育施設の園長さんに来ていただいて、まず施設の認定等も必要ですので、今、そういった手続もしながら、並行しながら進めているところでございます。

それからファミリー・サポート・センターや一時預かり事業、そういった部分を使ったときの無償化の部分の適用の部分ですが、こちらも、一旦お支払いいただいて、償還払いで手続をするとか、その方向で調整していますが、これが現物払いにする場合は、施設側との連携とか、そういった部分が出てきますので、これも、隣町村とか、いろいろ情報を集めなが

ら取り組んでいるところです。

それから最後、認可外保育施設については、都道府県等に届け出を行い、国が定める基準を満たすということでの基準ということですが、これは、もともとある認可外保育施設で国が定めた基準であります。新たに基準が上がるとかそういうことではなくて、今ある基準、その基準を満たしていない保育園であっても、5年間は猶予期間を設けて無償化の対象としますということでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目はわかりました。幼稚園とか認可園を通して通知しているということですが、通してというやり方がちょっと心配です。例えば、子供たちに持たせるとか、連絡帳に挟むとかいろいろな方法があると思うのですが、家庭に行き届いているかということが心配ですので、そこは何か補完するようなアナウンスだとか、そういったことは工夫していただきたいと思います。

次の2点目ですが、先ほど言った満3歳云々ですが、これは理解の違いとか、表現の違いがあると思いますが、2点目でいくと、満3歳になった後の4月1日からということですので、例えば4月2日に満3歳になったとしたら、つまり翌年の4月1日まででは補助が受けられないわけです。だから、私が言ったのは、4歳になる学年ではないのですかと。4歳、5歳、6歳になる学年ではないですかと、そういう理解で言ったのです。要するに、3歳になったのに補助をもらえないじゃないかという理解が、ここで発生するものですから、法律的な表現はこの表現ですが、実質的には4歳に上がる学年、5歳になる学年、6歳になる学年が無償化の対象だと私は読みとれるわけですが、再度、私の言っていることと答弁が食い違っているなら、そのように教えてください。

次に、手続についてはわかりました。

最後のところの国が定める基準に対して、5年間の猶予措置ということですが、これは認可の基準に近づける新しい基準ではないということは理解しましたが、要するに、現状はわかりませんが、5年を超えて認可外保育園の基準を満たさない保育園だとすると、そうすると無償化の対象にはならないと。その辺は多分保護者の皆さんにも、保育園としては通知義務とか、多分認可外保育園の前には、県の認可証とか張ってあると思いますけれども、そういう可能性とか、運用上そういうことがあり得るのか。認可外保育園だけど、基準を満たさないで、この保育園は無償化になりませんか。そういう保育園が実際にあり得るのか。再質疑2点について、お答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 対象の年齢の部分ですが、確かにその途中で4歳になる子もいれば、5歳になる子もいますが、その子供たちは対象になります。ただ、2歳児が3歳になって最初に、ここに書いてあるように、なった後の4月1日から小学校入学までが対象ですと言っていますので、対象としては3歳児、4歳児、5歳児ということになります。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時22分）

再開（午後0時24分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員がおっしゃるその部分とは、一緒ではありません。

2点目の認可外保育施設の基準の部分でございますが、今現在も基準を満たしていない認可外保育施設はたくさんございますので、逆に基準を満たしきれていないところが多いのかなというところがございます。それで5年間の猶予期間が設けられていますが、ここは5年たつところに、国がその期間を延長するのか、そのあたりはその時点での判断になっていくと思います。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後0時25分）

再開（午後1時28分）

○議長 知念富信君 再開します。

民生部長より発言があるみたいです。よろしく申し上げます。民生部長。

○民生部長 知念 功君 済みませんでした。先ほどの仁士議員の質疑のところ、この資料の1枚目の無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間というところで、満3歳、4歳、5歳と答弁しましたがけれども、議員がおっしゃいますように、4歳になる子、5歳になる子、6歳になる子、そういう含めてになります。おっしゃいますように、少しここでは文言が足りなかったと。要するに保育所においては、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラス、クラスが対象になると。幼稚園においては、3歳になったときに、3歳が幼稚園に入った時点から無償化という部分があるものですから。ただここで、そういった3歳児クラスが対象になります、4歳児クラスが対象になりますというところまでは、丁寧に書いていなかったというところで、ご理解は議員おっしゃるとおりでございます。

それから休憩中に勇太議員からありましたように、3歳になった後の4月1日というところでは、これをそのまま読むと、次の年のとなりますが、そうではなくて、きちんと3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスとなりますので。失礼しました。

日程第 9. 議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 9. 議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。

配付いたしました資料でご説明します。まず改正の趣旨でございますが、こちらも子ども・子育て支援法等の一部改正に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等について、幼児教育・保育の無償化等に対応する必要があるための改正となっております。まず概要でございます。先ほどの条例と同じく、1 番は規定及び字句の整理でございます。子ども・子育て支援法等の一部改正における用語の改正で「支給認定」を「教育・保育給付認定」、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」等として、また新たな用語、定義の追加、略称の変更、字句の整理及び条項ずれに伴う改正となっております。

次に 2 番目ですが、教育・保育の無償化に伴う利用者負担額、別表第 1 になりますが、の変更について、これは第 3 条関係になります。新旧対照表の 9 ページになります。こちらは、教育認定子ども及び満 3 歳以上保育認定子どもに係る利用者負担額の無償化並びに満 3 歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の表記、別表第 1 で表記しております。それから給付単価限度額を新たに追記した改正となっております。

次に 3 番目です。主食費・副食費の徴収額及び徴収方法並びに免除について。こちらは第 5 条関係で、新旧では 11 ページとなります。まず、これまで町立保育所及び認可保育園に通う保育認定を受けている 3 歳以上の子どもは、主食費のみ徴収する規定でありました。改正後は、認可保育園は自園徴収となることから、町立保育所の徴収については、主食費及び副食費に改め、新たに徴収する額、主食費 500 円、副食費 5,500 円を定める規定に改正となります。2 点目で、町立保育所における食事の提供に要する費用、主食費・副食費の徴収

に係る免除規定について、新たに追記しております。まず1番目で、年収360万未満相当世帯の子どもに対する副食費に対する免除規定です。さらに保育認定を受けている子ども、2号認定の世帯に係る所得割額が、市町村民税の所得割額が5万7,700円未満。ひとり親等にあっては7万7,100円未満の場合は免除すると。それから第3子以降の子供に対する副食費、こちらも免除と。これは保育料の多子軽減制度と同じ考えであります。保育認定子どもについては、就学前からの兄弟から数えて3人目以降の子どもである場合は、第3子以降の副食費は免除となるという改正となっております。以上が議案第36号の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第10. 議案第37号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例

○議長 知念富信君 日程第10. 議案第37号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第37号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設への入所等に係る手続等について所要の整理を行うため、南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時38分）

再開（午後1時38分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第37号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例について概要をご説明いたします。

まずお手元に、現状ある南風原町保育所における保育等に関する条例を資料として配付しております。まずこの条例の趣旨のほうでは、保育所における保育に関し必要な事項を定めるといことで、保育所における保育に関し必要な事項を定めた条例というつくりにな

っておりました。しかし、平成 27 年 4 月 1 日に、子ども・子育て支援法が施行され、この保育に関して必要な部分とか、保育基準とか、別の条例で全部言っていて、本来でしたらその時点でこの条例は廃止すべきものでありましたが、そのままになっておりました。今回、子ども・子育て支援法の改正等が出てきまして、町の保育に関する例規を整備していく中で、この条例に関しては必要なくなったということで、今回廃止ということで提案しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 37 号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 11. 議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設への入所等に係る手続等について所要の整理を行うため、南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例について概要をご説明いたします。

こちらの条例の廃止につきましても、先ほどの条例と内容的にはほぼ同じでございます。こちらの条例は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の基準やその他支給認定等、手続等、そういった部分に関して制定しておりました。ただ、その間、以前は保育料について等は規則で定めていたものを、平成 28 年 4 月施行で、先ほどの改正いたしました南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を新たに制定して、この条例でもともとどうたっていた部分等は、その条例に移行していきました。そういった状況がありまして、この条例は手続等に関する事務的な部分が残ってしまったことによって、そういった中で、また今回の子ども・子育て支援法の改正があり、それを整備していく中で、この条例においても、条例で置いておく必要はないと。それにかわりまして、今度、いろいろな細かい手続等の部分の規定を新たに、南風原町子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則として、新たに制定して、この条例の

廃止と同時に、新たな規則が施行されるということで、進めております。新たな規則等については、また委員会等で提示して、このような形の規則になりますということは、委員会でまたご説明していきたいと思っております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 質疑いたします。議案第37号と議案第38号は、別の条例や、今の規則などで定められるから必要がなくなるので廃止しますという点で共通の提案なのですが、先ほどのものも合わせて、例えば、今の条例で言うと、廃止されるほうの第3条には保育の利用の対象者、第4条には利用の申し込みの方法等、それぞれ規定されているわけですが、これについて、まずこの場では聞きませんので、委員会で、これはどの条例の何条で規定していますという行き先を明示して、委員会で報告してもらいたいと思っておりますが、やってもらえますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 はい。そのような資料をつくって委員会で説明する予定でおります。

○議長 知念富信君 進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第38号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第12. 議案第41号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第12. 議案第41号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第41号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する必要があるため、提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

改め文を読み上げて説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町個人

番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。別表第2中「教育・保育給付」を「教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付」に改める。附則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。以上が議案第41号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。  
（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第41号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第42号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第42号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第42号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、未使用の旧指定ごみ袋を有効活用するため南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるため、提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

改め文を読み上げて説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1中「町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ、町の指定するごみ袋1枚につき、大30円、中20円、小17円」を「町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ、町の指定するごみ袋1枚につき、大30円、大（平型）20円、中20円、中（平型）15円、小17円、小（平型）10円」に改める。附則 施行期日1項、この条例は、令和元年10月1日から施行する。経過措置 2項、この条例の施行の際、現にある南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する旧指定ごみ袋は、当分の間、この条例による改正後の南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の大（平型）、中（平型）又は小（平型）として使用できるものとする。

続きまして、配付してあります議案第42号の資料をお願いいたします。資料1、2ペー



ジの資料2まではお目通しをお願いいたします。資料3のごみ袋の発注、製造、納品、販売、支払いまでの流れについてご説明します。まず下側に南風原町があります。上段の左から、印刷製造会社、卸売店、小売店、住民ごみ袋購入となっています。まず1つ目の、流れの一つとして、印刷製造会社へ印刷製造の契約を結びます。また、卸売業者と、右側の①手数料徴収委託契約を結びます。その後、卸売業者から印刷製造会社へ納品依頼を行います。依頼のあった印刷製造会社から卸売業者へごみ袋が納品されます。その後、印刷会社から町へ④ごみ袋印刷報告を受けます。その後、印刷製造会社へ印刷製本費の支払いを行います。6番目に、卸売業者から小売店へごみ袋を納品いたします。その後、7番目、卸売業者から納品した袋代として町に入金があります。その後、町から卸売店へ委託料の支払いを行います。その後、小売店から住民へごみ袋の販売、ごみ袋の販売金額として小売店へ支払い。その後、小売店から卸売業者へ支払うという流れとなっております。

続きまして4ページをお願いいたします。資料4、廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）変更に係る町民への周知方法について説明いたします。①として、広報、ホームページ等による周知ということで、指定ごみ袋の価格（手数料）が変わることを周知しました。指定ごみ袋について、変更事項と併用期間のお知らせをホームページで、平成30年1月から8月上旬まで掲載しております。広報紙についても平成30年2月号から6月号まで、毎月掲載をしました。②販売店頭でのチラシ掲示依頼を行っております。指定ごみ袋の価格（手数料）が変わりますと、各店舗へ価格改定と商品の入れかえ、店頭での価格変更をチラシで掲示依頼を行いまして、平成30年2月1日から行っております。③各家庭へチラシのポスティングを行いました。指定ごみ袋の価格、手数料が変わることを周知して、平成30年5月19日から5月25日の間、行っております。④広報紙、チラシで周知を行いました。新しいごみ袋の結び方、ごみ袋の結び方について協力依頼を行っております。広報紙では平成30年7月号から8月号、チラシでは令和元年広報紙8月号へ折り込み、掲載を行いました。⑤広報、ホームページ等により周知ということで、旧指定ごみ袋と新指定ごみ袋の交換。併用期間終了後の新旧ごみ袋の交換について、おわびと交換の案内、ホームページで平成30年8月上旬から12月下旬、広報紙では平成30年9月号から12月号で掲載を行っております。

5ページは、広報はえばる平成30年5月号に掲載した記事となります。

続きまして6ページ、7ページについては、ホームページへ掲載したものとなっております。

続きまして8ページは、店頭でチラシ掲示を依頼したチラシの内容となっております。

続きまして9ページ、資料5、ごみ袋の在庫数量確定までの経過となります。まず平成30年2月19日に、平成29年4月から8月分までの販売実績57万6,000枚を参考に、平成30年4月から8月分の発注計画として、住民環境課内会議で、数量を57万4,000枚と決定しました。その後、平成30年4月25日に38万1,000枚を発注し、平成29年度在庫分26万4,000枚と合計すると64万5,000枚となっております。これが①。平成30年5月1日に平成30年4月分の売り上げ枚数が確定しました。この枚数が13万9,400枚となり

ます。平成30年6月4日、平成30年5月分の売り上げ枚数が確定しまして、その数が16万4,300枚となります。平成30年6月6日、小売店から9万8,070枚の在庫が返品として返ってきております。①の発注した在庫64万5,000枚から4月、5月分の売り上げ合計枚数30万3,700枚を差し引いて、小売店から戻ってきました9万8,070枚を加えた在庫数が43万9,370枚となります。中には、厳しい在庫もあることから、販売できる在庫として、現在40万枚残っております。

このように、残った在庫を有効活用するための、今回の提案となっております。ただ、今回の提案のこの条例に関しましては、我々総務部で、旧指定袋の在庫管理及び見込み誤りのため、町民の皆様並びに議員各位にご迷惑をおかけする事態となりました。深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。以上が議案第42号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは何点か質疑をしたいと思います。今回、ごみ袋の変更に伴って、変更前もこのような事態が起こらないかどうか議論した覚えがありますが、ここでは残りの40万枚の有効活用と言えれば聞こえはいいのですが、やはり見込み違いというのが非常に大きな点だと思います。有効活用ではなくて、有効活用の方法も、販売ではなくて別の方法でやるとか、そういったことは検討されなかったのかどうか。やはり、町民に対する信頼というのを、大きく損ないかねない条例改正だと思います。だからそこと勘案して、どういう検討をされて、今回再度販売をするとなったのか、もうちょっとその経過を教えてくださいなと思います。

2点目に、資料も丁寧に出示していただいております。資料4で、ごみ袋の変更に関して周知を徹底してくれと委員会の中でもやった記憶があります。そういった中で、①から⑤まで丁寧な周知をしてきたわけです。一方では、この丁寧な周知をしてきたから、町民の皆さんにはこの内容は再度広がっているわけです。これを、今回また条例改正で、ある意味覆すような改正ですので、これと同等の周知もしくは、やはりおわびも含めたというか、理解を得られるような説明というか、どういう資料になるかわかりませんが、そういったものが必要だと思います。費用のところをいくと、約670万円ぐらいの費用ですが、逆に①から⑤までの周知をもう1回やることで幾らかかるのか。それが余りにも多額になってしまうと、本末転倒ではないかという懸念が残るわけですが、それについて、確かにホームページとか町広報、お金がかからないと言われればそうかもしれませんが、でも実際にはページ単価とかいろいろなことを勘案すると、金額にあらわれない労力もあると思います。そういったことも勘案して、以上の2点にお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、残った40万枚の活用についてですが、我々内部としても、どのような活用があるか検討しました。まず地域、また小中学校、一斉清掃での活用、それでは何十年もかかるということがありました。また、消費税改定について、町民への提供、無料配布とかも考えました。しかし、その中で、数、量、また公費を投入しての販売、作成をしていることから、やはり今回の条例改正により、再度販売するという結論に至った次第であります。また、周知については、確かにいろいろな広報、ホームページで無料ではありませんが、やはりこの40万枚、約700万円分の金額がかかることから、再度住民に迷惑がかからないように、これまで以上に周知を図って、活用できる、再度利用できるような周知を強化してまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 気持ちは非常によくわかりますが、これが町の姿勢というか、条例とかそういったものに対する信頼と、今の金額が合うかどうかというのは、私は、今の段階では判断が難しいと思いますので、再度また委員会の中で議論していただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 資料5ですけれども、平成29年4月から8月までの57万6,000枚、平成30年度4月から8月までは57万4,000枚と決定して、平成30年4月25日に38万1,000枚を最終発注したと。ところが平成29年度発注分の在庫が26万4,000枚残っていたということですよ。つまり、平成29年度分が残っていたとわかっている、平成30年4月25日は38万1,000枚にしたのか。わからなくて少なく発注したのかということですよ。結局は、合計で64万5,000枚あるわけですけれども、64万5,000枚のうち13万9,400枚と16万4,300枚で30万3,700枚しか売れていないと。30万枚余りが在庫になるわけですけれども。プラスになるとこれもある。小売店からの在庫返品もあるわけですから。この辺の見込みがどこでどう違うのか、皆さん方の消化をどのようにするのかというのを、まさに見込み違いを、今後どのように生かしていくかですよ。要するに次もしないように。多分今後も、ごみ袋の改定がいろいろあるでしょう。そういうときに、どのようにするか生かすためには、その辺をどうするかということを、しっかりと検証すべきだと思います。

それからもう一つは、販売できる在庫として40万枚。金額にして600万円ぐらいでしたか。これを全部売ったとして、600万円回収すれば、この中には印刷費も入っているわけでしょう。もう既に払っているけれども、印刷費も全部払っているはずですよ。必要経費が。精算した代金が。それはどのぐらいなのか。実質的に純益と言ったらおかしいけれども、印刷費は既に払っているけれども、その分も回収しないといけないわけですから。600万円のうちどのぐらいなのか。違うでしょう。600万円ではないでしょう。600万円を売り上げたら、皆さん方は、利益が出た分はリサイクルのあれに回すということをこれまでもやっていたわけだから。その部分があるはずなのです。これはどのぐらいなのか。それだけ取り戻すためではなくて、印刷分を取り戻すため、600万円を全部取り戻すためにやるのでし

ようけれども、その辺は実質的にはどのぐらいなのか。そうすると、これからまたお金をかけて、先ほど照屋議員からあったように、お金をかけて広報してそれをやるというのは、まさに無駄ではないのかなと思ったりもします。先ほど、ほかの議員とも話をしたのですが、バーゲンセールでもっと安く売ったほうがいいのではないかと。町民に迷惑をかけているわけですから。元の値段ではなくてその半額とか。早くこれから使ってくれというようにしてもいいのではないかと、私は思います。それから、各自治会に無償で提供するという方法もあると思います。公共施設とかそういうところに置いておくという方法もあるのではないかと思います。だから、そのような利用の仕方、何も新たに販売ではなくて、その方法があるのではないかと思います。その辺はどのようにお考えですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時08分）

再開（午後2時08分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 済みません、1枚当たりの販売委託料、製造単価、今は持ち合わせていませんので、委員会で報告したいと思います。

各自治会については、販売できるのは40万枚あります。しかしさらにそれがありますので、それ以外のものについては、各自治会、小中学校、各公共施設で活用してまいりたいと考えております。ただ、我々、この40万枚、約700万円の、要は看過できない、我々として町民からいただいた税で作成していますので、やはりこれは以前の価格で販売して、今回、条例で提案していることが一番最適かと考えて提案をしております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私も所管ですので、詳細は委員会でさせていただくとしまして、ただ、今朝、一番最初に、町長からは、固定資産税に関して、わざわざ時間をとっておわびの言葉もありましたが、これもやはり、金額は700万円ほど、条例を改正しないと、むしろ無用の長物と。在庫保管代がかかるぐらいになっているわけですがそれでも、それもやはり町民の大事な財産をデスストックしているということになると思います。この間、全員協議会で詳しい資料をとということでやりましたら、非常に丁寧に資料をつけていただいて、これはありがたいと思います。

説明をどの程度、どのようにやったかということについて、①から⑤まで丁寧にやりましたとご報告がありましたが、議論の中でも併用期間を8月までとしていましたか、それ以降は一切だめですとしたのはなぜかという議論で、これについて、まず執行部はどのように説明したのか。要するに在庫が切れて、売るのがありませんと。持っているものは期限なく全部使ってください、ある以上は使ってくださいということだってあるのではないかと、こういう議論をしたはずです。委員会とかで。そのときに役場はどのように説明をしたのか。議会に対して。ところが、それが今あけてみたら、そうすればよかったと、私は今思うわけで

す。なぜそうしなかったのか。なぜそうしないという説明をしたのか。改めてお伺いしたいと思います。まずその点をお聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、なぜ併用期間を8月31日までにしたのかと、今となつては全然違う数字になっていますが、その当時の見込みとしては、袋がそこまでにはなくなるだろうと。それと、こちらのほうは廃棄物処理手数料ということで、袋代ではなくて手数料として徴収していることから、処理手数料は同一金額がふさわしいだろうということで、8月31日までと期限を決めておりました。しかしながら今回、在庫の確認不足、把握不足によってこういった事態が、多く在庫を抱えることになったことに対して、深く反省をしております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 在庫の確認不足云々はそのとおりだと思うのですが、結局、議会から、そのようにしたほうがスムーズに、全部無駄なく活用できるはずだという観点からも、そういう議論だったと思います。そうではなくなったということは、つまり、ごみ処理手数料は人によってばらばらですという状態を、今回提案しているわけですね。そういう趣旨で提案をすべきだと思うのですが、そういうことは一切なかった。ただ単に在庫があるので、前回と同じ価格で提供して、今回は期限を設けずに、なくなるまでやりますと。こういう説明しかなかった。だから、今答弁のあった、ごみ袋代ではあるけれども、手数料であつて、これに差があるのはおかしいと。公平性の観点からという説明だったかと思います。それを今回は、不公平で結構です。なくなるまでそのようにしてくださいという提案なのです。そのことについて、もっと明確にあなた方は説明すべきではないですか。町長、いかがですか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは大城 毅議員のご質疑にお答えをいたします。先ほど、照屋仁士議員からもございましたように、この説明資料では非常にうまく説明をしているということになっておりますけれども、正直申し上げまして、本当に町民の皆さん、議員各位に申しわけないという思いでいっぱいでございます。担当部長からもございましたように、はっきり申し上げまして、これは担当部署の、あるいはまた町全体といたしまして、私も含めてですけれども、見込みが甘かった、在庫管理が非常に甘かった、見通しも甘かったということでございます。緊張感が欠如していたのかなという思いでいっぱいでございます。

ただいまのご質疑にございましたように、平等といいますか、ごみ処理手数料に差があつてはいけないという説明がございしますが、それが基本ではございますけれども、議員からご指摘がありますように、やはり町民の皆さんに、何でもまたこのような形で差があるような金額で条例を改正するかということに関しましては、町といたしましては、細かく正確に、そういう事情で条例を改正せざるを得なかったという部分を、町民の皆さんにしっかりと説明していきたいと思っております。説明の方法といたしましては、広報紙になるか、あるいはまたホームページでやるのか、あるいはまた説明会を持つのか、これはまたこれから議論

をさせていただきたいのですが、議員ご指摘のように、町民の皆さんがどうしてまた条例が変わるのかということに対して、しっかりと説明ができるような対応をしていきたいと思っております。冒頭で、毅議員からもございましたように、固定資産税の謝罪も含めまして、今回のごみ袋の件に関しましても、心から町民の皆さん、議員各位におわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今回また、いわば、手数料10枚当たりの価格としては、1枚当たりももちろんそうですけれども、以前供給していたのと同じ金額になるわけで、それからすると役場は残っていたからまた売りますねということに過ぎないわけで、町のおわびのしるしとか、気持ちとか、簡単に言えばそういったものを言葉で済ませているということになるわけでして、20円という価格が妥当なのか、ほかの設定の仕方、考え方はなかったのかということについては、いかがですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど来、議員各位からいろいろな意見がありましたが、我々としては、金額については従来の販売価格にするのが、これが全てではないのですが、説明しやすい、説明し得るということで考えておまして、従来の価格で条例提案をしております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時19分）

再開（午後2時20分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑のある方は、12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん 済みません、私は、環境施設組合にも派遣されているので、手数料ということで気になるので、それぞれの単価、元の平型と取っ手つき、発注する際の単価も違うと思うので、実際の手数料として支払っていた金額等もわからないと、今後、差額がどれくらい生まれてくるのか。本来収入として見込まれていたものが減になるわけですよ。そういったところもはっきりしてもらわないと困るので、ぜひ委員会にはそういう資料の提出をお願いします。

○議長 知念富信君 よろしいですね。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後2時21分）

再開（午後2時33分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 14. 議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長 知念富信君 日程第 14. 議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）令和元年度南風原町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 829 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 309 万 1,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 3 号）について概要を説明いたします。まず、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組み替え及び前年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ 10 億 829 万 5,000 円を追加し、補正後の一般会計予算額は 143 億 3,009 万 1,000 円となります。歳入歳出補正の内容については、9 ページ以降の事項別明細で説明します。

6 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正について説明いたします。総務債の臨時財政対策債は、限度額 2 億 7,790 万円に、1 億 150 万円を増額し、変更後の限度額は 3 億 7,940 万円となります。これは普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の変更決定によるものです。補正後の地方債限度額の合計は 4 億 8,080 万円になります。

では歳入について説明いたします。9 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目. 森林環境譲与税 151 万 8,000 円の増額補正は、平成 31 年 4 月 1 日に施行された新たな譲与税で、森林整備及び木材利用等の促進、普及啓発等が用途となります。今後、目的に沿った事業に活用するため、新たに基金を設置し、財源を確保していきます。

10 ページ、9 款 1 項 1 目. 地方特例交付金 1 億 915 万 8,000 円の増額補正は、県の決定通知による地方特例交付金と幼保無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の増によるものです。子ども・子育て支援臨時交付金は、無償化される 3 歳から 5 歳児の保育料、幼稚園保育料及び預かり保育料、子育て施設等利用料、保育園（公立・認可）及び幼稚園の副食費免除後に対する県（4 分の 1）と町（4 分の 1）負担分を令和元年度のみ国が全額負担するものです。

11 ページをお願いします。10 款 1 項 1 目. 地方交付税 1 億 335 万円の増額補正は、普通交付税交付額の決定によるものです。

12 ページ、12 款 1 項 1 目。民生費負担金 1 億 96 万 2,000 円の減額補正は、無償化となる 3 歳から 5 歳児の保育料及び自園徴収となる主食費の減、実費徴収される公立保育所分の副食費の増によるものです。保育料及び主食費の減額分は、歳入 10 ページで説明した臨時交付金及び 14 ページで説明する子育てのための教育保育給付交付金で措置されます。

13 ページ、13 款 1 項 4 目。教育使用料 2,672 万 6,000 円の減額補正は、無償化となる幼稚園保育料及び預かり保育料の減によるものです。減額分は歳入 10 ページで説明した臨時交付金及び 14 ページで説明する子育てのための施設等利用給付交付金で措置されます。

14 ページ、14 款 1 項 1 目。民生費国庫負担金 8,618 万 9,000 円の増額補正は、無償化となる 3 歳から 5 歳児の保育料と副食費免除分に対する子供のための教育保育給付交付金、幼稚園預かり保育料及び認可外保育施設や病児保育、ファミリーサポート等の保育施設利用料に対する子育てのための施設等利用給付交付金で、国負担分 2 分の 1 となります。

15 ページ、14 款 2 項 1 目。民生費国庫補助金 982 万 5,000 円の増額補正は、補助単価改定及び無償化に伴う子ども・子育て支援交付金、基準額の変更による保育所等整備交付金、消費税率が引き上げとなる環境の中で、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対し、特例給付を行うための事務費補助金の増によるものです。2 目。衛生費国庫補助金 79 万 2,000 円の増額補正は、マイナンバー制度を活用し、乳幼児健診や妊婦健診等の情報の閲覧や、市町村間の連携等を図るための母子保健情報連携システム改修費補助金で、補助率 3 分の 2 です。4 目。教育費国庫補助金 46 万 8,000 円の減額補正は、幼保無償化に伴う幼稚園就園奨励費補助金の減です。6 目。総務費国庫補助金 742 万円の増額補正は、市町村等が観光避難民に対応するための沖縄観光防災力強化支援事業費補助金の計上です。

16 ページ、15 款 2 項 2 目。民生費県補助金 536 万 9,000 円の増額補正は、基準額の変更による待機児童解消支援交付金、補助単価改定及び無償化に伴う子ども・子育て支援交付金、保育士の処遇改善を図るための保育士確保対策事業補助金の増によるものです。

17 ページ、16 款 1 項 2 目。利子及び配当金 1,000 円の増額補正は、歳入 9 ページで説明した森林環境譲与税の基金積立金利子の計上です。18 ページ、16 款 2 項 2 目。物品売上収入 56 万 1,000 円の増額補正は、廃車となったマイクロバスを譲渡したことによる財産収入の計上です。

19 ページ、17 款 1 項 10 目。教育費寄附金 2 万円の増額補正は、南風原町育英会に対する企業からの寄附金です。12 目。ふるさと寄附金 6,841 万 8,000 円の増額補正は、ふるさと寄附金見込み額の増によるものです。

20 ページ、18 款 2 項 1 目。特別会計繰入金 983 万円の増額補正は、各特別会計の前年度決算確定による純繰越金を一般会計へ繰り戻すことによるものです。

21 ページ、19 款 1 項 1 目。繰越金 6 億 3,320 万 5,000 円の増額補正は、前年度一般会計決算の歳入歳出差引額 6 億 9,774 万 2,000 円から、繰越明許費に係る財源繰越分 1,453 万 7,000 円と、当初予算計上額 5,000 万円を差し引いた額の計上です。前年度純繰越金は 6 億 8,320 万 5,000 円になります。



22 ページ、20 款 5 項 2 目。過年度収入 5 万 1,000 円の増額補正は、前年度の事業実績報告による障害者自立支援医療費（療養介護医療費）県負担金の追加交付金によるものです。3 目。学校給食収入 131 万 6,000 円の減額補正は、幼稚園給食無償化に伴う副食費免除分の減で、令和元年度に限り歳入 10 ページで説明した臨時特例交付金で措置されます。7 目。雑入 56 万円の増額補正は、戦争体験者より、聞き取り調査を実施するための地域振興助成事業助成金、自治会などで使用する備品購入等を対象に交付されるコミュニティ活動促進事業助成金によるものです。いずれも沖縄県地域振興協会からの助成金で、補助率は 10 分の 9 となります。

23 ページ、21 款 1 項 1 目。総務債 1 億 150 万円の増額補正は、6 ページで説明した臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。

引き続き歳出について説明いたします。人事異動等に伴い、各款項で組み替えたことによる職員人件費及び特別会計で生じた過不足による繰出金については説明を省略いたします。

25 ページ、2 款 1 項 1 目。一般管理費、7 節 65 万 2,000 円の増額補正は、職員の病休延伸による代替臨時職員賃金の計上です。3 目。財産管理費 62 万 7,000 円の増額補正は、庁舎内設備修繕費の計上です。5 目。財政調整基金費 7 億 9,004 万 1,000 円の増額補正は、歳入の 21 ページで説明した前年度純繰越金額の 2 分の 1 を下らない額の純繰越分の計上と、今回の第 3 号補正、歳入歳出の調整後の積立金で、補正後の同基金残高は 11 億 4,749 万 9,000 円となります。6 目。目的基金費 6,841 万 8,000 円の増額補正は、歳入の 19 ページで説明したふるさと寄附金増によるふるさと応援基金積立金の計上です。8 目。企画費 2,973 万 8,000 円の増額補正は、ふるさと寄附金の増に伴う委託料、使用料等の計上です。11 目。諸費 47 万円の増額補正は、歳入 22 ページで説明した自治会に交付するコミュニティ活動促進事業補助金です。12 目。地域づくり推進事業費 44 万 3,000 円の増額補正は、町制施行 40 周年記念式典に向けたパンフレット及びDVD作成等に係る費用の計上です。26 ページ、2 款 2 項 2 目。賦課徴収費 2,004 万円の増額補正は、職員の産休代替臨時職員賃金の計上及び課税誤りによる固定資産税過誤納還付金・返還金・利息相当額及び督促手数料の計上です。

28 ページ、3 款 1 項 3 目。心身障害者福祉費、23 節 2,327 万 4,000 円の増額補正は、障害者医療費国・県負担金、障害者自立支援給付費国・県負担金、市町村地域生活支援事業補助金の前年度実績に基づく償還金の計上です。29 ページ、3 款 1 項 10 目。臨時福祉給付金事業費 14 万 7,000 円の増額補正は、前々年度実績に基づく臨時福祉給付金給付事業費等国庫補助金返還金の計上です。30 ページから 31 ページ、3 款 2 項 1 目。児童福祉総務費、12 節 6,000 円の増額補正は、歳入 15 ページで説明した未婚のひとり親に対する給付対象者把握のための事務費の計上です。23 節 807 万 6,000 円の増額補正は、前年度実績に基づく子ども・子育て支援交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金の償還金です。2 目。保育所運営事業、7 節 220 万 4,000 円の増額補正は、保育士の産休代替等臨時職員賃金の計上です。11 節及び 12 節の減は、無償化に係る予算の

一部を 10 款 6 項 2 目、共同調理場運営費へ組み替えたことによるものです。13 節 64 万 2,000 円の増額補正は、歳入 16 ページで説明した補助単価改定による病児保育事業委託料の計上です。19 節 2,340 万 8,000 円の増額補正は、歳入 15、16 ページで説明した補助単価改定及び無償化に伴う対象保育所等への補助金及び給付費、基準額変更による保育所等整備交付金事業補助金、歳入 16 ページで説明した保育士年休取得等支援事業補助金、歳入 10、12、14 ページで説明した無償化に伴う認可保育園の主食費の減及び副食費免除分の負担金増による計上です。20 節 2,553 万 4,000 円の増額補正は、歳入 10、14 ページで説明した無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費の計上です。3 目、児童厚生施設費 582 万 9,000 円の増額補正は、歳入 15、16 ページで説明した子ども・子育て支援交付金による対象学童への補助金の計上です。

32 ページ、4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費、11 節 19 万 5,000 円の増額補正は、ちむぐくる館の空調設備買いかえのため流用した分の補正です。13 節 118 万 8,000 円の増額補正は、歳入 15 ページで説明した母子保健情報連携システム改修委託料の計上です。23 節 53 万 3,000 円の増額補正は、前年度実績に基づく未熟児養育医療費国・県負担金超過交付償還金です。33 ページ、4 款 2 項 1 目、塵芥、し尿処理費 113 万円の増額補正は、町内一斉清掃手数料の単価増によるものです。

34 ページ、5 款 1 項 1 目、失業対策費 97 万 8,000 円の増額補正は、職員の病休延長による代替臨時職員賃金の計上です。

36 ページ、6 款 2 項 1 目、林業振興費 151 万 9,000 円の増額補正は、歳入 9、17 ページで説明した森林環境譲与税基金積立金及び利子の計上です。

41 ページ、9 款 1 項 2 目、災害対策費 726 万 9,000 円の増額補正は、歳入 15 ページで説明した沖縄観光防災力強化支援事業で、備蓄品及び反訳タブレットの購入、避難誘導マップの作成や避難所のWi-Fi環境の整備を行うための計上です。

42 ページ、10 款 1 項 2 目、事務局費、19 節 57 万円の増額補正は、歳入 19 ページで説明した寄附金及び前年度末における企業及び団体からの寄附金、計 3 件による南風原町育英会補助金の増です。43 ページ、10 款 2 項 1 目、学校管理費、7 節 76 万 8,000 円の増額補正は、図書司書の育休延長による代替臨時職員賃金の計上です。14 節 6 万 9,000 円の増額補正は、翔南小学校の給食用牛乳保冷庫を新規にリースするために使用料の計上です。44 ページ、10 款 4 項 1 目、幼稚園費、7 節 253 万 9,000 円の増額補正は、幼稚園教諭の育休延長による代替臨時職員賃金の計上です。19 節 140 万 4,000 円の減額補正は、歳入 15 ページで説明した私立幼稚園就園奨励補助金です。20 節 312 万 6,000 円の減額補正は、無償化に伴い幼稚園給食、副食費が免除となることなどで減となる非課税世帯等園児援助費の計上です。45 ページ、10 款 5 項 4 目、文化センター費 9 万円の増額補正は、歳入 22 ページで説明した沖縄戦体験者聞き取り調査謝礼金の計上です。46 ページ、10 款 6 項 1 目、保健体育総務費 203 万 3,000 円の増額補正は、黄金森陸上競技場及び黄金森公園テニスコート、南風原中学校の設備等に修繕及び工事の必要が生じたことによるものです。2 目、共同

調理場運営費、7節 184万円の増額補正は、職員の病休代替臨時職員賃金の補及び給食無償化に対応するための臨時職員賃金の計上です。11節から13節についても無償化に係る事務費の増で、3款2項2目、保育所運営事業からの組み替えです。11節修繕料50万7,000円は、共同調理場施設修繕料の計上です。

なお、予算書26ページに計上しております固定資産税過誤納還付金、返還金、利息相当額及び督促料については、納税者の皆様、町民の皆様並びに議員各位に、大変ご迷惑をおかけすることになりました。深くおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

以上が議案第43号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、お配りしてあります議案第43号資料2については、お目通しのほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思います。少し数がありますので、補正予算書のページ順に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。説明資料と重なるところがあれば、その辺もつけ加えてご答弁いただければと思います。

まず、補正予算書の4ページであります。2款、総務費の総務管理費で8億8,100万円余りの補正ですけれども、多分この後出てくる財調関連の純繰越とかそういったものが主になると思いますが、そういった考えでいいのか教えてください。

次に10ページ、子ども・子育て支援臨時交付金、また今回の子育て無償化に係る予算がその後も出てきますけれども、10ページの部分は、説明書の中で令和元年のみ全額負担になるということで書かれていますけれども、これぐらいの額がことは全額来るけれども、来年以降は市町村県負担になっていく、そういった考えでいいのか教えてください。

次に12ページです。これも子育て無償化関連ですが、保育料及び主食費が減っています。説明の中で14ページで措置とありますけれども、この減った分はどのように措置されるのか、教えてください。

13ページ、こちら幼稚園保育料と預かり保育料が減っています。これも無償化関連ですけれども、ここでは保育料ですので、保護者の方々の負担分というのが減るということになります。先ほど条例の中では主食、副食費の説明がありましたけれども、何が減って何が残るのか。額で教えていただきたいです。この分は主食費、副食費の残る分だけが減っているという考え方でいいのか、その辺を教えてください。

次に14ページです。国庫負担金。これも先ほどの減った分を逆にこの項目で入ってくるという内容だと思いますけれども、この出入り、無償化することによって、ここで措置されていたのが項目を変えてここで返ってくるという、出入りの差があると思っておりますけれども、今回の無償化によって、本町の持ち出しとか負担分、こういったものは結果的にどのようになるのか。本町にとってプラスになるのか。それとも負担は大きくなるのか。その辺を

教えていただきたいと思います。

次に 19 ページです。17 款. 寄附金、12 目. ふるさと寄附金ですけれども、6,800 万円という予算よりも大きな額が補正で入ってきますけれども、これもことしから委託業者が変わったりという、予算の段階でもさまざまな議論がありました。どうしてこのぐらいの大きな金額が入ってくるようになったのか。これは経年的に利用がふえているというだけなのか。それとも品目が一気に広がったとか、そういった要因があるのかどうか教えてください。

次に 21 ページです。これは純繰越ですけれども、6 億 3,300 万円、この額について、例年と比べてどのような特徴があるのか、教えてください。

次に 23 ページです。臨時財政対策債ですけれども、これはいろいろな臨時対策でかき集めて 1 億円という形で伺っていますけれども、予算のときに議論した、今回の報告もこの後出ますけれども、大きな予算として、学校の空調設備、あれも臨時財政対策債で、予算の段階では 7 億円近くだったと思います。工事の契約が 4 億円ですので、そこで 3 億円減ったのかなと思いますけれども、その辺の関係、そのクーラー整備の大きな事業との関連を教えてください。

次に 24 ページ以降の歳出で出てきますけれども、人事異動のことは説明が省かれていますが、簡単にどこが減ってどこがふえたとか、12 月の時期に反映されている。通常、6 月なのかなと思いますけれども、例年、12 月の時期で反映されているのか。その辺のバランスをもう一度確認のために教えていただきたいと思います。

次に 25 ページです。総務管理費の 5 目、財政調整基金積立金ですけれども、純繰越は半分を下回らない額ということで 3 億 4,000 万円はわかりますが、補正予算の段階で 4 億 4,800 万円という形で非常に大きな額を再度財調に積み上げると。これから見ると、半分を下回らない額を財政調整基金を純繰越分で積み上げて、残りの半分についても、ほとんど補正では積立金に入れているというように見えるのですが、非常に大きな額だなと思うのですが、その辺の関係、年度途中で少し組み替えとかそういった余地もあったのかなと思いますが、財調に組み上げる内容を少し教えてください。

次に 26 ページです。資料 2 であります固定資産税の住宅用地特例についてもですが、資料を再度追加で出していただいて、内容も少し深まるのかなとありますが、税金関係、例えば不納欠損とかそういった場合には、個別の条項が出てきますよね。何年前だからここは不納になりますとか。今回 35 件 43 筆、50 名の皆さんに還付をするということで、去る全協の中でも、全体の中でチェックして今回の額で、今精査をしている段階だから、少しまだあるかもしれないという説明だったのですが、総額だとやはり町民の皆さんに対しては肌感覚で、少し説明しにくいところがあるので、例えば長い人で 20 年という説明でしたけれども、20 年の人が何人いるとか、それとも大きい額の人が二、三人で、要するに個別の情報というのは、もちろん名前は伏せた形ですけれども、この資料以外に出てくるのかどうか。もし出ないのであれば、主な金額の内訳を説明できるような内容で説明していただきたいと思います。

次に 30 ページをお願いします。2 目、保育所運営事業で、ここは産休代替で宮平保育所の臨時職員の予算が計上されていますが、去年までの段階で、宮平保育所の先生が足りなくて一時預かりができないという現状が確認されました。今、そういった状況は改善、結果解消されているのか。運営状況について教えていただきたいと思います。

その下の病児保育委託料ですけれども、ここの説明では補助単価の改定とありますけれども、この病児保育、現在もインフルエンザがはやっているのですが、これまで、委員会の中で年間を通しての実績としては安定しているのでふやす必要はないとか、そういった議論はあったと思うのですが、実際、病気になると、子供たち、はやる時期、はやらない時期があるんですよね。ですので、病児保育は1日3人しか預かれないと記憶していますけれども、断った数に対して実績があるのか。当然1日3人しか預かれないわけですから、非常に病気がはやっているときには、預かれない人が多数出ているのではないかとというのが懸念されます。また、電話がつかないとか、以前からこういった問題もありましたので、その辺の現状、こういった形になっているのか教えてください。

次に 32 ページです。保健衛生総務費の中で、これはちむぐくる館の消耗品が入っていますが、ここでは空調の買いかえとありましたが、最近私もちむぐくる館の健康増進室の利用者に呼ばれて、その辺の機器の故障が非常に多いと。実際に行ってみると半分以上が故障していて使えない状況にあって、いつ直るのか、非常にそういった懸念があると。以前、大城 勝議員も質問していたと記憶していますが、この消耗品費の中にそういったことが含まれているのか。含まれていないのであれば、なぜ含まれていないのか、その辺も教えてください。

次に 33 ページです。これは庁内一斉清掃処理手数料ですけれども、この処理手数料の説明のところでは、単価増とありますけれども、こういったものを処理しているのかがわからないので、草木だけの単価増で 100 万円も変わるのかなというのが疑問なので、この辺の内容を教えてください。

次に 41 ページ、災害対策費ですけれども、これのどこに入っているのかはわかりませんが、この説明の中で、翻訳タブレットの購入というものがあります。翻訳タブレットというのはどういうものなのか。私は、こういう翻訳機器とか、外国人への対応は非常にいいことだと思いますけれども、どこでどのように使用されるのか、その辺を教えていただきたいと思います。以上、ちょっと多いのですが、ページを追って説明のほうをよろしく願います。できたら、説明もページを追って説明していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは総務部に係る質疑についてお答えいたします。まず、4 ページの総務費の総務管理費 8 億 8,115 万 6,000 円の主な補正の内容は、歳出の 25 ページをごらんいただきたいと思います。一般管理費から地域づくり推進事業費まで補正がありますが、主な内容としては財政調整基金の積立金の 7 億 9,000 万円、それと企画費のふるさ

と応援基金の6,800万円、それが主な理由となっております。

続きまして19ページ、ふるさと寄附金6,841万8,000円の増については、これまでの4月から8月までの実績をもとに、今後伸びてくるだろう、12月も含めて、これまでの実績と今後の推移を想定して、補正後の金額が約1億2,000万円の寄附まで伸びるだろうということでの計上となっております。

続きまして21ページ、前年度繰越金6億3,300万円ですが、こちらの主な繰り越しの理由としては、例年3月で国保の連結実質赤字を解消するために、財政調整基金から補正をして予備費に計上しますが、そちらのほう为国保の赤字補?を回避するための金額が約5億円近くあったと。それ以外の純繰越金については、例年どおりの額となっております。

続きまして23ページ、総務債の臨時財政対策債ですが、こちらは空調とは関係ありません。臨時財政対策債というのは、本来は普通交付税で交付されるべき交付であります、国の交付税特会の原資が、交付するお金がないために、地方と国が折半して起債を起こして、この償還については後年度の普通交付税で措置されるという額でありまして、こちらは普通交付税及び臨時財政対策債の国からの決定通知に基づく増額補正となっております。

続きまして24ページ以降の人件費につきましては、例年、人事異動に伴う人件費の組み替えについては、9月補正で行っておりますので、例年どおりの補正となっております。

続きまして財政調整基金積立金の額ですが、7億9,000万円、繰越決算余剰金プラス、その2分の1を下らない額は積み立てるのですが、その半分以上についても、今回歳入のほうが多くありましたので、その分の残りも財調へ積み立てるということの計上で7億9,000万円の額となっております。

続きまして26ページ、税の返還金については、細かい個人的な情報は出せませんが、グループ別にわかりやすい資料の提供はしてまいりたいと考えております。個人情報に触れない程度でわかりやすい資料を作成してまいりたいと考えております。

続きまして33ページ、塵芥、し尿処理手数料については、各字一斉清掃手数料に係る分の経費であります。各字が一斉清掃をして、草木を処理するものであります、当初は13円で計上していましたが、実際、町内の処理業者からの見積もりでは20円ということで単価アップ、また処理料も約1.5トン増を見込んでおりますので、その分の増額補正となっております。

続きまして41ページ、災害対策費ですが、こちらは、観光客の避難時における避難所の確保の観点から行う事業でありまして、昨今、外国人の観光客もあります。災害時において、避難所に避難してきた外国人にタブレットを使って意思疎通、会話を図るということで、避難所において、避難施設に指定されている箇所について、タブレットを設置していく予定で計上となっております。以上が総務部に係る質疑の回答とします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは民生部に係るご質疑にお答えします。まず、予算書10ページです。9款1項1目1節、地方特例交付金の中で、子ども・子育て支援臨時交付金1

億 277 万 2,000 円、この部分は、今回の子ども・子育て無償化によって、10 月以降、県・町が財政負担になる部分を全額、この特例交付金で国が見るといふ部分での歳入の計上であります。この額が今後は負担となるのかというご質疑でしたが、ほぼそのような形になります。これは県 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担分になりますので、結局はこれの半分、約 5,000 万円余りが町が持つ 4 分の 1 分という形で、この分の歳入が入ってこなくなる形になります。ただ、その部分は、令和 2 年度以降は全て地方交付税措置することになっております。

次に 12 ページ、13 ページにかけて、12 ページの保育料及び主食費の 1 億 142 万 4,000 円の減で、副食費の増という部分で、何が減って何が残ったというところでございますが、保育料及び主食費、この 10 月以降の部分、無償化で入ってこなくなる分が出ますので、その分の減でありまして、今後もその部分は、3 歳から 5 歳児の部分の保育料は入ってこなくなると。その半分は、令和 2 年度以降は国が負担してきます。何が減って何が残ったという部分では、3 歳から 5 歳児の保育料の収入に関しては減りましたと。あと、副食費の部分が新たに、ここに計上している部分は宮平保育所の分だけでございまして、そこからの副食費の収入が新たにふえたということになります。

次に 14 ページ、保育所運営費負担金 8,618 万 9,000 円で、子どものための教育・保育給付交付金、それから子育てのための施設等利用給付交付金の部分がございますが、国が幼保無償化に伴って負担する、無償化した部分の半分を負担する分の歳入ですが、ここの部分で、今後、本町の持ち出しはどうなるかというところですが、我々の試算では、まずこれまで 3 歳以上の無償化前後の比較としては、おおよその比較で約 1,420 万円ほど町の負担増となります。ここはもともと、保育料の部分では国の基準には満たなかった部分を、町は単費で補助していた部分がありますので、それが 3,900 万円余り、約 4,000 万円近く単費で出していました。これに、無償化するとなる保育の利用に係る部分で町がもともと負担していた部分、その部分を合算し、さらに今後保護者負担となる部分の 4 分の 1 を町が負担しますので、それを企画すると約 1,420 万円ほど負担増。ただし、この部分に関しては地方交付税措置されますということです。

次に歳出のほうです。30 ページ、2 目の宮平保育所における部分ですが、臨時職員賃金、これは産休代替がありましての計上ではあります。関連して、結果的に一時預かりにどう影響があるかということで、確かに去年は保育士の確保ができなくて、一時預かりができませんでした。今年度は 4 月から確保ができてやっております。ただ、また新たに産休の方も出まして、一応保育士の確保はできていますが、これが 100% 全部受け入れるかという点で難しく、ただ、受け入れはできてはいます。保育補助者を入れて受け入れているという状況です。

次に病児保育についてですが、まず平成 30 年度の実績として、年間 421 名を受け入れております。それとは別に、断った件数が 1 年間で 24 件です。部屋の調整が難しいといった部分、あるいはスタッフが足りなかったとか、そういったことが断った理由です。そういった伝染性のあるインフルエンザ等の場合でも受け入れはしていますので、その辺はわか

り、感染しないような形の部屋の調整とかもあると思いますので、そういった中で、24名は受け入れることができなかったという状況です。今の人数は、全て町内の人数です。町外からも来ますので、これは町内だけの人数です。

次に32ページの4款1項1目、保健衛生総務費の需用費について、こちらはちむぐくる館のサーバー室の空調機が故障しまして、これは早急に直さないといけないということで、ここから流用して空調機を購入したと。その部分の補?です。ご質疑の健康増進室の器具の不具合等についての部分は、今回の補正では計上しておりません。これまでも、何度もいろいろ質問はございますが、特に故障の多いマッサージ器等に関しましては、やはり利用頻度が多い部分とか、大手の電化店とかも有料化していつているとか、いろいろなこともあります。そういった部分は、我々は今後どういう方向でいくのかを検討しているところでございます。その他の器具についても、状況を見ながら、早急に直せる部分は直しながら、財政の状況を見ながら検討していきたいと考えています。民生部については以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 総務部と民生部でお答えいただきました。少し順を追って確認していきたいと思いますが、まずページごとに行きたいと思いますが、14ページです。今、部長の答弁で、出入りを計算すると約1,400万円、今回の無償化で町の負担がふえると。しかしながら、交付税措置をされるということで、確認しました。交付税についてはトータルの数字ですので、この段階では、私は負担増ということを確認したと理解をしています。間違っていれば再度答弁をお願いします。

次に19ページのふるさと寄附金ですけれども、新年度の実績ベースということでご答弁はいただきましたけれども、私の質疑では品目がふえたのかとか、どういった変化があったのか、特に予算の段階でプロポーザルに変えて新しい業者が変わったと。もしかしたら地域を知らないのではないかと、そういった懸念もあると、さまざまな議論がされましたけれども、予算よりも倍以上の見込みをしているわけですから、もうちょっとその内容について持ち合わせているのかいないのか、そういったことも含めて再答弁をお願いしたいと思います。

次に21ページですけれども、前年度純繰越分、連結決算の予備費に入れる分がなくなっていると。額としては国保分がなくなったので同様と、前年並みというか、そういったことを説明の中で聞き取りましたが、もし間違っていれば再度お願いします。国保分がなくなったけれども、国保分も前年度を合わせていけば同じような推移だと聞こえましたけれども、その辺をお願いします。

23ページです。臨時財政対策債、これは交付税不足分というのは理解しました。済みません、税目の債務のところ、項目がわかりませんでしたので、クーラーの債務はどこにいったかという答弁がなかったように思います。細目は違ったとしても、予算の段階では幾らだったのか。平成30年度予算の補正だったと理解していますので、今回、工事も確定しましたよね。ですので、予算の段階と現在工事が確定した額では、債務の金額が違うだろうとい



う趣旨で説明しますので、クーラー関係の債務は何であって、これがどうなったと。工事金額並みになったのだと私は思っています、それを確認したいので、再度お願いします。

次に 30 ページです。宮平保育所の件はわかりました。病児保育の件は、これまで私も記憶になかったのですが、断った件数も把握していると。24 件というのは非常に、私は予想より少ないという印象ですけれども、その経過についてはこれまでもわかるわけですね。懸念しているのは、1 日 3 名しか入れないものですから、要するに、はやった時期に入れなくて、普段の日が空いているのではないかと。そういう仮定を私は考えているわけです。やはり利用者の皆さんは、せっかくないい制度ですから、それを有効活用できるようにしてもらいたいという趣旨から言っていますので、そこは確認ですので、再度、統計のとり方とか、そういったものを確認したいと思います。

次に 32 ページです。ちむぐくる館の健康器具ですけれども、この辺で、今部長がおっしゃったようなことは、以前の一般質問の中でも出ていましたので理解はしますけれども、現状、行ってみるとやはり機器の故障が確かに多いのだらうと思いますが、これは極端かもしれませんが、半分以上使えないのではないかと思うぐらい、中には、端っこに寄せられているから捨てるんでしようという声も聞こえて、やはりそこを、巡回バスまでやってここに来るのに使えるものはないとか、ふだん、ジムとかそういったところに行けない町民の方々が、ここで運動をしている現状の割には非常に機器の状況がよくないと思いますので、やはり利用者が納得できるような伝え方というか、故障中だったらわかるのですが、見積もり中とか修理予定とか、これはもう廃止しますとか、そういった利用者の目線に立った運用というか、中にはもう古くなって部品がないとか、そういったことも当然あるわけです。ケース・バイ・ケースだと思います。だから、そういったことを利用者の目線に立ったような措置というか、張り紙も、ただ故障して使えませんというのが 5 台も 10 台も並んでいるのと、修理中とか検討中とか、注文予定とか、修理予定とか、少し利用者の目線で対応していただきたいと思うわけですから、そこは検討してもらえませんか、再度お願いしたいと思います。

あとのところはわかりましたので、再度のところをお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは 19 ページのふるさと寄附金についてお答えいたします。まず、令和元年 8 月 31 日現在と、平成 30 年 8 月 31 日現在の件数においては、今年度の寄附金の申し込みが 2,141 件、前年度が 653 件でありました。うち、協力事業者数については、前年度末が 34 事業所、8 月 31 日現在で 35 事業所ということになっております。

続きまして 21 ページの繰越金ですが、約 6 億 3,000 万円ですが、例年、今回の連結赤字を回避するための予備費に入れたのが約 5 億円あります。この 5 億円を除いたのが約 1 億 8,000 万円ということで、国保の連結回避がなかったのではなくて、それを差し引くと例年どおりの約 1 億 5,000 万円から 1 億 8,000 万円の間、その 1 億 5,000 万円前後でありますので、例年どおりの繰越額となっております。

また、総務債のクーラーの起債については、平成 30 年度の補正予算の計上でありまして、23 ページの補正前の起債額、補正後の 4 億 8,880 万円については、こちらのほうに計上はありません。クーラーについては、前年度の最終補正予算で計上して繰り越しとなっております。執行の状況段階であるということでもあります。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 病児保育の部分に関してですが、これは各月ごと、そしてその日にちごとに何名利用したとかあって、その月で断った件数が何件、それはいついつですとか、施設側からそういう報告はきちんと来ていますので、そのような統計になっています。そういう中で、断った件数が多い月も当然ございます。ここはやはり重なった場合とか、あるいは、やはり病院側のスタッフの確保ができなかったとか、そういったもろもろの理由がございます。先ほど、町内 421 名が利用できたと。24 名が利用できなかった。町外の報告を含めると、532 名が利用できて、36 名が利用できなかったということですので、我々としては、現状、現時点では 1 カ所委託していますが、その現状のまましていきたいと考えています。

そして、健康増進室の器具については、確かに議員がおっしゃいますとおり、利用者にとっては物足りない部分があるかと思いますが、そこはもう財政的な部分での優先順位等も見ながら、あと、この健康増進室のあり方に関しても、活用の仕方等も含めて検討していきたいと考えています。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第 3 号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

休憩します。

休憩(午後 3 時 32 分)

再開(午後 3 時 44 分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 15. 議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) 令和元年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ2,971万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,796万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第44号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について概要をご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正についてでございます。今回の補正は、人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び平成30年度決算による前年度繰上充用金の確定に伴い補正するものです。歳入歳出それぞれ2,971万9,000円を減額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は45億2,796万4,000円となります。

まず、歳入についてご説明します。6ページをお願いします。1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税1,822万円の減、2目、退職被保険者等国民健康保険税382万5,000円の減は、当初予算で計上した調定額より6月1日に賦課した後の調定額が見込みよりも減ったことによるものであります。

8ページをお願いします。12款4項7目、歳入欠陥補填収入1,939万3,000円の増は、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

引き続き歳出についてご説明します。10ページをお願いします。9款1項3目、償還金302万2,000円の増は、事業実績に基づく平成30年度沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金・特定健康診査等負担金分）の償還金であります。

11ページをお願いします。10款1項1目、前年度繰上充用金567万4,000円の減は、平成30年度決算に伴う計上であります。以上が令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第45号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 知念富信君 日程第16. 議案第45号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第45号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和元年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億317万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第45号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正についてでございます。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び平成30年度決算による前年度繰越金の補正を行うものであります。歳入歳出予算それぞれ543万4,000円を増額し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は3億317万円となります。

まず、歳入について説明します。7ページをお願いします。4款1項1目、繰越金242万2,000円の増は、平成30年度決算に基づく計上であります。

続きまして歳出でございます。9ページをお願いします。2款1項2目、後期高齢者医療広域連合納付金(過年度分)198万1,000円の増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上であります。以上が令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第45号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第46号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 知念富信君 日程第17. 議案第46号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第46号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 令和元年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,319万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億175万8,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせて

いただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第46号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について補足して概要説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、人事異動による人件費の組みかえ及び前年度決算による繰越額の確定等、補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1,319万1,000円を追加し、補正後の南風原町下水道事業特別会計予算額は7億175万8,000円となります。歳入歳出補正の内容については、7ページ以降の事項別明細で説明します。

4ページをお開きください。第2表地方債補正について説明します。下水道整備事業債は、限度額1億5,500万円から80万円増額し、変更後の限度額は1億5,580万円となります。これは、平成29年度から平成31年度まで債務負担行為で行っております公営企業会計の移行の業務におきまして、公営企業会計適用債の例規整備にかかる費用につきまして、全て起債対象となったことによるものでございます。

次に歳入について説明します。7ページをお開きください。5款1項1目、繰入金858万円の増は、人事異動による人件費の組み替え並びに住宅新築に伴うます設置工事及び県道工事に伴う下水道施設のかさ上げ工事費の補正増によるものです。

8ページ、6款1項1目、繰越金381万1,000円の増は、平成30年度決算確定による純繰越金でございます。

9ページ、8款1項1目、町債80万円の増は、公営企業会計適用債で例規整備にかかる費用が起債対象となったことによるものです。

引き続き歳出について説明します。10ページ、1款1項1目、下水道事業費1,319万1,000円の増は、歳入の繰入金で説明しました人事異動に伴う給料等及び維持管理補修工事費、平成30年度決算確定による一般会計への繰出金の計上です。以上が議案第46号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 1点だけ質疑いたします。説明資料のほうで、7ページ、歳入に関して、858万円の中身として幾つかありますけれども、県道工事に伴う下水道設備のかさ上げ工事というのがありますが、そうであれば、県が負担をすべきかなと思うのですが、これは全部、いわば一般会計からの繰入金になっていますので、その辺がこれではわからないのですが、これは繰入金しかないけれども、そういった歳入は一般会計にあってそこから来るのか。それとも私の考え方が間違っているのか。その辺をご説明願います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず7ページの説明で、実は歳出の10ページのほうで、工事請負費の下水道維持管理補修工事200万円を計上してございますけれども、その中で、

現在県道に埋設されております下水道のマンホールの分のかさ上げが必要だということで、占用物につきましては、道路占用者が負担するというに基づきまして、町の負担ということで歳出が生じるということでございます。それに伴いまして、一般会計からの繰入金が必要だということで、7ページのほうにそういった理由を明記してございます。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 占有しているから負担するという説明だったかと思うのですが。県道のレベルを上げるというのか、そういうことがあるわけでしょう。それに伴ってマンホールも上げなければいけないということだと思ふので、いわば原因は町にないわけですから、県が必要で上げるわけだから、町としてはそういう場合も負担をするのかという点で納得できないので、その辺は今説明いただければそれで結構ですし、まずご答弁ください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、道路内に下水道を埋設しているのですが、その際に、占用の条件というのがございまして、道路工事に支障となるかさ上げとか、移動するということが、道路工事で支障となる物件に、占用物につきましては、占用者の負担で、そういったかさ上げなり、移動するなりということは、占用している下水道は、町のほうで負担しなさいということで、占用の条件として付されている内容でございます。道路法の中でもそういったものが明記されているような取り扱いがございまして、そういった費用のかかるものについては町の負担ということになっております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、ご説明の中では道路法でということもありましたけれども、法律でということだと思ふのですが、契約でそうしているわけではなくて、道路法でだということですね。ぜひその辺は、委員会のほうで確認をいただきたいと思ひます。終わります。

○議長 知念富信君 質疑がなければ進行したいと思ひます。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第47号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 知念富信君 日程第18. 議案第47号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第47号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) 令和元年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 633 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,081 万 3,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について補足して概要説明いたします。まず、2 ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の育休に伴う代替の臨時職員賃金並びに人事異動による職員手当等の組み替え及び前年度決算による繰越金の確定等、補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ 633 万 5,000 円を追加し、補正後の南風原町土地区画整理事業特別会計予算額は 5 億 5,081 万 3,000 円となります。歳入歳出の内容については、6 ページ以降の事項別明細で説明します。

それでは歳入について説明します。6 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目、繰入金 108 万 3,000 円の増は、職員の育休代替による臨時職員の賃金の増及び人事異動による職員手当等の組み替えによるものです。

7 ページ、6 款 1 項 1 目、繰越金 525 万 2,000 円の増は、平成 30 年度決算確定による純繰越金です。

引き続き歳出について説明します。8 ページ、1 款 1 項 1 目、一般管理費 534 万 2,000 円の増は、歳入の繰入金で説明しました人事異動に伴う職員手当等及び平成 30 年度決算確定による一般会計への繰出金の計上です。

9 ページ、2 款 1 項 1 目、事業費 99 万 3,000 円の増は、職員の育休代替による臨時職員の賃金及び人事異動に伴う職員手当等増額の計上です。以上が議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第 19. 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 知念富信君 日程第 19. 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求

めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） 令和元年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,317 万 7,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について補足して概要説明いたします。まず、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、補助金及び前年度決算による繰越額の確定により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ 32 万 6,000 円を追加し、補正後の南風原町農業集落排水事業特別会計予算額は 2,317 万 7,000 円となります。歳入歳出の内容については、6 ページ以降の事項別明細で説明します。

それでは歳入について説明します。6 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目．農業集落排水資源循環促進事業補助金の 75 万円の増は、最適化整備構想業務委託料の補助率 100% を当初予算において、誤って 75% で計上したことによるものです。大変ご迷惑をおかけしました。

7 ページ、4 款 1 項 1 目．繰入金 75 万円の減は、6 ページの理由によるものです。

8 ページ、5 款 1 項 1 目．繰越金 32 万 6,000 円の増は、平成 30 年度決算確定による純繰越金です。

引き続き歳出について説明します。9 ページ、1 款 1 項 1 目．事業費 32 万 6,000 円の増は、平成 30 年度決算確定による一般会計への繰出金の計上です。以上が議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 人件費の割り振りの件で、総務部長に教えていただきたいと思えます。これまで国保の後の特別会計について、補正でご説明いただきましたけれども、人件費について振りかえとか代休とか代替とか、そういう説明がありました。それで、人件費は、例えば区画下水道課を見ると、下水道班というのがありますね。下水道班の皆さんは特別会計に人件費が全部行っているのか、そういう考え方でよろしいですか。私が今話しをしている考え方でいいですか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それぞれの特別会計、土地区画整理事業の特別会計の給与



等につきましては、土地区画整理班に相当する分が人件費ということで計上しております。また、下水道も同じく、下水道班のほうは下水道特別会計の人件費ということでの計上となっております。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第 20. 報告第 10 号 平成 30 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

○議長 知念富信君 日程第 20. 報告第 10 号 平成 30 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 10 号 平成 30 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 30 年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開きください。次のページにその内容について取りまとめてありますので、ごらんいただきたいと思えます。下から 3 行目から読み上げます。平成 30 年度の南風原支社につきましては、事業の実施がなかったことから記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告といたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 10 号 平成 30 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終わります。

日程第 21. 報告第 11 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 22. 報告第 12 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 23. 報告第 13 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 24. 報告第 14 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 25. 報告第 15 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」

の報告について

日程第 26. 報告第 16 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 知念富信君 日程第 21. 報告第 11 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 22. 報告第 12 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 23. 報告第 13 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 24. 報告第 14 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 25. 報告第 15 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 26. 報告第 16 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告についてを一括議題とします。まず、提出者から報告、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 11 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 8 月 26 日に行っております。1 専決処分事項 南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,376 万 2,400 円。増額金額 99 万 5,600 円。変更後契約額 5,475 万 8,000 円。(2) 契約の相手 有限会社丸清産業・金仲設備特定建設工事共同企業体、代表者 住所 沖縄県島尻郡南風原町字山川 449 番地、商号 有限会社丸清産業、代表取締役 伊吉 弘。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字宮城 419 番地、商号 金仲設備、代表者 仲里文栄。2 変更した理由 消費税率の改定により増額となったことによるものです。

引き続き、報告第 12 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 8 月 26 日に行っております。1 専決処分事項 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 7,232 万 5,440 円。増額金額 133 万 9,360 円。変更後契約額 7,366 万 4,800 円。(2) 契約の相手 株式会社新共電気工業・株式会社寿開発特定建設工事共同企業体、代表者 住所 沖縄県那覇市字国場 1183 番地 8、商号 株式会社新共電気工業、代表取締役 新垣勇誠。構成員 住所 沖縄県那覇市字上間 236 番地、商号 株式会社寿開発、代表取締役 金城幸

雄。2 変更した理由 消費税率の改定により増額となったためであります。

報告第 13 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 8 月 26 日に行っております。1 専決処分事項 北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 1 億 292 万 4,000 円。増額金額 190 万 6,000 円。変更後契約額 1 億 483 万円。(2) 契約の相手 株式会社石川電設・有限会社南部開発工業・有限会社三国電工特定建設工事共同企業体、代表者 住所 沖縄県那覇市首里山川町 2 丁目 61 番地の 33、商号 株式会社石川電設、代表取締役 石川美保子。構成員 住所 沖縄県那覇市字真地 47 番地 1、商号 有限会社南部開発工業、代表取締役 上原 昇。構成員 住所 沖縄県島尻具南風原町字照屋 292 番地 1、商号 有限会社三国電工、代表取締役 幸地兼昭。2 変更した理由 消費税率の改定により増額となったためであります。

報告第 14 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 8 月 26 日に行っております。1 専決処分事項 翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,896 万 8,000 円。増額金額 109 万 2,000 円。変更後契約額 6,006 万円。(2) 契約の相手 沖縄環境企画株式会社・金仲設備特定建設工事共同企業体、代表者 住所 沖縄県那覇市字仲井真 107 番地、商号 沖縄環境企画株式会社、代表取締役 大城安世。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字宮城 419 番地、商号 金仲設備、代表者 仲里文栄。2 変更した理由 消費税率の改定により増額となったためであります。

報告第 15 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 8 月 26 日に行っております。1 専決処分事項 南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,292 万円。増額金額 98 万円。変更後契約額 5,390 万円。(2) 契約の相手 カイ総合設備・三栄技研特定建設工事共同企業体、代表者 住所 沖縄県那覇市字真地 388 番地の 6、商号 株式会

社カイ総合設備、代表取締役 比嘉常雅。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字神里 229 番地の 6、商号 有限会社三栄技研、代表取締役 安次富幸常。2 変更した理由 消費税率の改定により増額となったためであります。

引き続き、報告第 16 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 8 月 26 日に行っております。1 専決処分事項 南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,886 万円。増額金額 109 万円。変更後契約額 5,995 万円。(2) 契約の相手 有限会社オーケイ設備・有限会社三栄技研特定建設工事共同企業体、代表者 住所 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 529 番地、商号 有限会社オーケイ設備、代表取締役 大城盛二郎。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字神里 229 番地の 6、商号 有限会社三栄技研、代表取締役 安次富幸常。2 変更した理由 消費税率の改定により増額となったためであります。以上です。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 何点かお聞きしたいと思います。1 つ目は、6 つの報告があるのですが、6 つの小中学校の空調の工事ですけれども、各 6 件について、各小中学校の進捗状況はどのようになっているのか。何パーセントという形でも結構ですので、それを教えてほしいと思います。

そしてもう一つは、工事の概要では令和元年 6 月 26 日から 11 月 22 日と、たしか全部そうだったと思うのですが、工事は 6 月からやっているわけですね。進捗状況は後で報告してもらおうのですが、例えば、工期が終わっているところ、半分しかやっていないところとかいろいろあると思うのですが、出来高があつて、10 月 1 日から消費税が 10%に上がるということで、もし 10%の消費税を課すのであれば、その 10 月 1 日以降の工事に対しての、残った部分に対しての消費税 10%を掛けるのが私は当然だと思うのですが、しかし今回の提案では、全てに工事の総額に 10%を掛けて出してありますよね。それはなぜなのか。要するに、済んでいるところにも 10%を掛けているように見えます。それはなぜなのか。

実は、全国建設労働組合総連合というところが出している資料があるのですが、この消費税のところで、請負契約による仕入れ、外注工事ということで、専門工事業業者への外注など、請負契約による仕入れは、その専門業者の施行部分の引き渡しを受けた日の税率が適用されますと。引き渡しを受けたときの税率ということは、つまり完成した後、つまり引き渡しを受けるときの消費税が課せられるのだと。例えば工事は 8%でスタートしているけれども、ことしの 11 月 22 日まで工期ですから、そこで終わって引き渡しを受けたとき、その

ときは10%になっているから全てに10%を掛けるということでやっているのかどうか。

4つ目に、国の補助があったのですが、消費税の部分はどのようになっているのか。全く消費税は加味されていないのか。要するに考えられていないのか。それとも8%なのか、10%なのか。その辺、国の補助はどうなっているのか。その4点をお伺いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それではまず初めに、質疑の2番目のほうから説明を申し上げます。消費税の部分ですが、先ほど質疑があったように、引き渡しがあった時点での消費税を課すべきだという認識です。今回の報告第11号から報告第16号については、消費税等の経過措置に該当するものではないので、工期の令和元年11月22日に合わせて消費税を8%ではなく10%にする。引き渡しの時点を考えて契約すべきものでした。大変申しわけございません。

各小中学校の進捗率ですが、まず、南風原小学校について申し上げます。南風原小学校につきましては、機器のつり込み作業は既に完了しております。現在は、配管工事、電気工事を進めていて、室外機が10月下旬に届いて完成を見込んでおります。現在、金額の出来高で31%の進捗率でございます。津嘉山小学校の空調の進捗率ですが、津嘉山小学校も室内の機器のつり込みについては全て完了しております。現在、配管工をほとんど終えて、電気工事に着手しております。室外機は、こちら10月の初旬、中旬を見込んで届く予定となっております。全体の金額的な出来高としては49%という進捗率でございます。それから北丘小学校でございますが、北丘小学校の進捗率についても、校内の機器のつり込みについては、全て完了しております。現在、配管工事と電気工事を進めておりまして、室外機については10月下旬に届く予定となっております。全体の金額的な出来高としては56%となっております。翔南小学校についてですが、翔南小学校においても機器のつり込みにおいては完了しております。中の配管工事についてはほぼ完了しておりまして、電気工事が約20%ということで、室外機は10月上旬に届く予定となっております。全体の金額的な出来高については50.6%ということでございます。南風原中学校について申し上げます。南風原中学校の進捗率については、機器のつり込みを完了して、現在、配管工事もほぼ完了し、電気工事を残す形となっております。室外機については10月上旬に現場に届くということで、全体の出来高としては55%を見ております。南星中学校について申し上げます。南星中学校につきましてはスタートが少しおくれていまして、設備の調達がおくれたことから、まだ現在、機器のつり込みを始めている形となります。全てにおいて、少しおくれがでていまして、全体の出来高としては15%という状況でございます。

質疑の中の消費税については、引き渡し時点の10%という形で計算していくということでございます。

国の補助としては、もともと総額について単独の部分もございますので、それと合わせて10%の対象ということになります。今現在は、契約が8%でしたので、8%という形で進めておりましたけれども、議会の議決の報告を経て修正、追加の交付金という形に、単独部分

も合わせて修正という形になります。以上です。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後4時33分）

再開（午後4時33分）

○議長 知念富信君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに一番少ないのが15%で、進んでいるところは56%進んでいるわけですけれども、それだけ工事が済んでいて、機材の購入をして支払いも済んでいるかどうか、業者のあれしかわからないのですが、工事がこれだけ進んでいるということは、8%で工事が進んでいるのに、トータルで10%を掛けるということは、業者がそれだけ得をするということになるのですか。要するに業者は、工事のスタートは8%でこれまでずっとやってきて、56%も済んだところもあるわけです。その支払いは8%でやってきたわけですね。工事全体が10%になるわけだから、その部分はどうなるのですか。業者が得をすることになるのですか。その辺を説明してほしいなと思います。

それともう一つは、でき上がったときの引き渡した日の税金で対応されるということが、私も別の資料で見たのですが、皆さん方も、だからそうしたのだと、10%にしたのだとおっしゃっていますよね。要するに引き渡しときの税率だと。これが前もってわかるのであれば、何で最初の契約のときの、途中で10%に値上げするという契約変更になると、それをやらなかったのですか。そのときには全くわからなかったということですか。ずっと8%で、10月過ぎたら10%に変えると、このような認識だったのか。それとも最初からわかっていたけれども言わなかったのか。その辺はどのようになるのでしょうか。その2つ。

もう一つは、全協でも話をしているのですが、専決処分をしているのですが、それはもちろん専決処分、400万円以下は議会としても、そのようにやっても構わないということを議会でもそのことを承認しているわけですけれども、ただ、9月定例会が4日から始まるということ、皆さん方も重々承知の上でやっていますけれども、8月26日に契約をする。こうして急ぐ必要があったのかどうか。議会が始まってやってもよかったのではないか。それはもちろん、皆さん方の400万円以下はやっていいですよとやっていますけれども、少なくとも議会がない途中であれば、それはそれで構わないと思うのですが、報告すればいいんだからということで、8月26日にやったということが、もう少し議会のことも考えてほしかったなど。それはもちろん議会が400万円以下はやっていることではあるのですが、その辺は考えてほしかったと思いますけれども、その辺は町長からでも、副町長からでも答弁をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 まず、消費税の件につきましては、完成の部分で引き渡しと。部分部分で完成をして引き渡しができる別々の工事のようなものではなくて、一体としての工事となっていますので、最終的な完了を済ませて、引き渡しをした時点での消費税が該当すると。それで、引き渡しが10月1日後という形で確定していますので、これは10%を適

用しないといけないと。8%の部分と10%の部分での業者のもうけが出るのか出ないのかという話ですけれども、我々の基本的な認識としましては、消費税というのは、支払い消費税、預かり消費税があるわけですからけれども、本来、彼らが払った消費税と我々が支払う消費税は、預かって相殺して国に納めるという形になりますので、増額になった分は全部国のほうにいくという認識でございますので、彼らのもうけになるということではないということでございます。

さらに、10月1日を超えた契約の工期になっていましたので、これは本来、最初からそうするべきではなかったかということについては、この部分については認識不足でこういう形になってしまって、本当に申しわけなく思っております。重々気をつけていきたいと思えます。

タイミングとしては、議会の途中で、その辺はこちらのほうでも気がついたところではあったのですが、事務的な手続も含めて間に合わないところがあって、工事契約、8%のままに議会のほうに決定していただいたという経過がございます。この辺については、我々の事務をもっと真剣に、緊張感をもってやるべきということで、我々のほうが気を引き締めて頑張っていきたいと思えます。どうも済みませんでした。以上です。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 寛諄議員のご質疑にお答えいたします。確かに、議員ご指摘のとおりでございます。私といたしましては、できるだけ専決処分を避けて、あるいはまた流用も避けて、できるだけ議員の皆さんに審議をしていただくというのが基本ではないかと。その点は、基本的にそういう思いで業務を執行しておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思っております。今回の場合も、変更契約の議案として提出してもいいのかなと思ったりもしたのですが、逆に寛諄議員からは、何でこれは専決処分でもいいのではないかと問われても困りますし、そういうことで、6件一遍に専決処分をしたということございまして、ご理解をお願いしたいと思います。基本的には、議員の議会のほうに審議をしていただくという基本姿勢は今後も堅持したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 消費税の8%、10%の話は、業者は、役場から10%の消費税をもらったのであれば、国に10%を払うというのは、それは当然かもしれませんが、私が言いたかったのは、物を買うときに、例えば空調設備をある電気屋さんから買って工事をすると、8%で買って、向こうには8%しか税金を払っていないですね。8%で買って、自分たちは10%のあれだけもらおうと。もらいますよね。その辺、差が出ないかなと。それとも、買ったこれも、また10%を払うことになるのですか。要するに、受け入れ先から10%で私たちは受けたので、10%になりますと。この金額に、となるのですか。その辺のやりとりがよくわからない。工事は8%で進んでいるのに、途中から全部10%にするということ。その辺をもう少し詳しく説明してくれませんか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 これは、正確な形ではなくて、非常に大まかに説明させていただきたいと思います。消費税の詳細の計上と簡易の計上で、少しニュアンスは違うかと思うのですが、我々が認識しているところだと、まず品物を調達したときに、消費税8%だった場合に、工事のいろいろなものに係る消費税が8%手元から出ましたと。8%を除いた金額が、機材本来の価格ですが、今度、我々が消費税を払った場合に10%を払いましたと。本来の部分と合わせて10%が乗っているわけですが、工事業者が消費税については払った分の消費税、受け取った分の消費税を相殺して、残り分について国税のほうに、消費税をこれだけ手元に預かっていますということで、消費税の申告をして支払われていくという認識ですので、手元にもうけの部分が残るという認識ではないということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。簡素化をお願いします。

○13番 大城 毅君 私も早く帰りたいのですが、どうしても聞かないといけないと思いますので。今の部分と幾つかかぶるところも、もしかしたらあるかもしれませんが、まず、専決処分をした理由のところ、それぞれ3ページ目にありますけれども、消費税の改定により増額となったと書いてありますけれども、現時点で、まだ8%ですので、消費税は上がっていません。にもかかわらず、専決処分が8月26日にやられたというのは、理屈からするとおかしいのではないかとということで、要するにまだ消費税は変わっていないのに、専決処分ができるのですかというのが1点。

同じ意味になるかもしれませんが、税率が変更になった後で専決処分をしてもいいのではないかと思いますけれども、そうしなかったのはなぜかと。ほぼ似たような内容かもしれませんが。自分でこれは形式的な議論だと思っていますけれども、一応お答えください。

それから、実質的には、今答弁もありましたけれども、私の理解も十分ではないかもしれませんが、それぞれ進捗率の報告がありましたけれども、例えば、仮の話で、金のかかる機材、今室外機は10月下旬とか中旬とかありましたけれども、室内機、室外機、これがメインですよ。これをつなぐ管ですよ。それから電気設備、そのために必要な機材、例えば高所作業車が必要だとか何とかわかりませんが、そういったものが、例えば9月いっぱいではほぼ終わっていると。極端な話、99%が増税前に終わっているとした場合、残り1%は10月にかかってやりましたということになった場合、私は、それは今回の変更金額は合計では740万円余り、6工事ではね。私はそれを計算しましたけれども。740万円余り税金として納めることになるのですが、8%から10%になるおかげで740万円、余分に負担するということですので、仮にこれを99%と1%に分ければ、732万9,000円ぐらいが、いわば、私の今の理解では、それで仕入れて作業も終わったのに、残り1%が10月にかかったからと言って、10%で負担するとなると、これだけは、私は不当な負担ではないかと。要らない負担ではないかと思うわけです。町民が払うわけですから。私はそのように理解するけれども、それが間違いだということを説明してください。

○議長 知念富信君 教育部長。



○教育部長 金城郡浩君 まず、今回の工事の中で、工数的な部分として、つりの作業、機械をつったりする作業、それから電気、配管等の作業等々があって、さらに大きい電気設備と室外機の工事というのがあるのですが、手作業的にはつりの作業だと、配管工事のほうが工数的にはかなり多いのですが、金額的に高価なのが、室外機、それから大きい電気ボックス等の工事になります。全体的な割合でいくと、かなりの割合を室外機のほうが占めるものですから、先ほど説明した進捗状況の中で、つりのほうはほぼ終わっているのですが、金額的な出来高というと30%とかそういう形になる部分については、その辺が原因になっています。

我々の認識としては、おっしゃるように、少しでも9月いっぱいには納められるのであれば、という期待もありましたが、実際、室外機等については、やはりいろいろ一括で全県下が空調設備もしているということで、室外機が届かないということがわかりました。本来、そういうことは言っても、最初から10%でやるべき契約でしたので、今後の業者の支払いとか、中間払い等々にも、工事がしやすいようにということで、夏休み期間中を調整して、専決処分をさせていただいたということでございます。早目に、契約等々についても、支払い等についてもしやすいようにしていきたいと、工事の進捗も進めたいということで、こちらのほうで判断してそう進めたものでございます。

先ほどの消費税の支払い方については…、工事が分離できるものではないので。

○議長 知念富信君 時間延長の宣言をします。

本日の会議時間は、審議議案が残っておりますので、あらかじめ延長します。

教育部長、答弁をお願いします。

○教育部長 金城郡浩君 消費税については、工事が分離できるものではないので、どうしても10%で契約してやっていかないといけない工事ということで、これは、いろいろ消費税のマニュアルといいますか、国土交通省からの中でもそのように書いていますので、これが正しい手続だということで考えております。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後4時52分）

再開（午後4時56分）

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほどの、10月を超えてもという部分についてですけれども、我々の認識の中で、そういう認識がございました。できるだけ早くいろいろなものを整理して、正しい形にしていくという認識で事務を進めたために、そういうことがアイデアとして浮かばずにやっているのも勉強不足で、これからもまた検討させていただきたいと思っております。1%の部分については、そういう極端な部分については示されておりませんので、この辺については勉強させていただきたいと思っております。我々が持っている資料では、とにかく引き渡しがあった時点ということしか書いていませんので、その辺の判断はできかねる

というか、どういう形をもって判断するかというのは、引き渡しの時点ということしか答弁できませんので、よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今回の部長の答弁からは、8月である必要はなかったとしか受け取れません。仕事は早目に進めたほうが良いという、それはそれで一般的なことで当たり前と言えれば当たり前で、別に悪意があったわけではないと思いますけれども、そういう意味では、10月1日になってからでもおかしくないという答弁です。そして現実には、6校トータルでの進捗率はわかりませんが、半分もないという状況であるけれども、ただ、考え方、理屈の問題として99対1というのはあり得るわけだから。実際、業者の皆さんは8%で物を買ったものもある。先ほどはその差額は国に申告して納めると言いましたけれども、それは我々は確かめようはありますか。私たち町民から、もちろんほとんど起債ですけれども、国の補助があつたりします、起債ですけれども、町民が負担して、町民の各主管課がよくするわけだけれども、それはなるべく少ないにこしたことはないわけでしょう。支出は。負担は。700万円も違うんですよ。理屈の上で1%だって10月にかかればもろ払うしかない。こんな理屈は通らないのではないかと。それを説明できないという今の部長の形では、私はこんな専決処分をよくやったかと、町長。口が悪くて申しわけありませんけれども、そういう状況になっていませんか。私が間違えていれば指摘をしてください。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後4時59分）

再開（午後5時00分）

○議長 知念富信君 再開します。教育長。

○教育長 新垣吉紀君 町長名での契約ではあるのですが、私、教育委員会の統括として答弁いたします。まず、これは税法上のことではあるのですが、ことしの4月以降に契約したのものについては、10月以降の完成であれば10%でやっておくべきであったということ、まずこれを、指導不足だったということでおわび申し上げます。これをわかった時点で契約改正をしたいですので、そういった時期についても、毅議員からあったように、10月でもいいだろうということでは思わずに、これはやはり8月中でやったということでございます。1%とか99%ではなくて、我々としては引き渡しのあつたとき、完成時、結局完成して、検査して、支払いでございますので、それはもう税のルールとして、消費税改正の、そういった対応で考えているということでございます。ただ、一連の本来10%で契約しておくべきものを、そういったことをやらずに、現時点の8%で契約して専決で改正を報告させていただいたという事務については、指導不足であったということでおわびを申し上げたいと思います。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後5時02分）

再開（午後5時10分）

○議長 知念富信君 再開します。教育長。

○教育長 新垣吉紀君 改めて、今回の6件の変更契約の消費税の改定部分でございますが、当初より10%で契約をしておくべきであったのを、8%でして、今回の専決での報告になったということでございます。当初から10%で契約するべきであったものについてでございますので、改めて私からおわびを申し上げます。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今の部長とのやりとりでも、もちろん請負契約ですから、一個一個何をどうしたというところまで、こちらから発注した者から言えるものではないというのは、一般論としてわかりますけれども、やはり私は議員の一人として、町民の一人として、現実には8%で購入したはず、消費税が8%の時点で仕入れたはずのものが、それも含めて私たち役場としては10%負担して、請負契約をしますという変更のやり方というのは、負担する者としては、今の説明では納得できないということを表明したいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 教育部長の報告では、10月下旬ごろに終われる見込みということだったのかなと思っているのですが、ただ、南星中学校だけは金額ベースで15%だということは、設備が入らなかったと聞こえたのですが、つまり、室内機、室外機とかパイプ類とか、特に室内機、室外機、そういったものが契約請負業者は入手できなかったということのかなということを確認したいです。私はここまで二度、物の調達におくれが出ないかということをお心配していたのですが、それと6校のクーラー工事の終わる予定を改めて教えてください。もう一つは、この740万円は、結局どのようにして措置されるのですか。支払いは、予算上。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 室外機の入手、設置が10月下旬であるとか、上旬であるとかということをお申し上げしましたが、その分の説明として、その後、またそれを全部配管、電気等の工事をして正常に稼働するかという部分をやって、チューニングをして完成という形になりますので、11月ぐらいまでには完成するだろうということ、全体的に見ています。

先ほどの南星中学校の部分については、細かい部分の何がどうだったということについては、こちらのほうで全て事情を聞いているわけではないです。いずれにしても段取りがうまくいってなかったということで、着手におくれが出ているということでございます。ただ、業者さんにも話を聞いていますけれども、11月までに完了を見込んでいるということでございます。

それから消費税部分の支払い等については、予算として措置された金額の中にまだありますので、それで契約変更をして支払いをしていくということでございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。日程第 21. 報告第 11 号、日程第 22. 報告第 12 号、日程第 23. 報告第 13 号、日程第 24. 報告第 14 号、日程第 25. 報告第 15 号、日程第 26. 報告第 16 号、以上 6 件の報告については、これをもって終了します。

日程第 27. 陳情第 18 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)

日程第 28. 陳情第 19 号 県産品の優先使用について (要請)

日程第 29. 陳情第 21 号 公共工事発注に際しての事業用自動車 (緑ナンバー) 使用に関する陳情

○議長 知念富信君 日程第 27. 陳情第 18 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)、日程第 28. 陳情第 19 号 県産品の優先使用について (要請) 及び日程第 29. 陳情第 21 号 公共工事発注に際しての事業用自動車 (緑ナンバー) 使用に関する陳情については、関連しますので一括議題とします。諸般の報告で説明したように、陳情 3 件は、例年同様の趣旨でもって要請されて、毎年採択されております。また、意見書採択型の依頼もございません。したがって、委員会付託を省略し、本会議で諮る旨、話し合いがまとまり、議会運営委員会で意見が一致しました。

お諮りします。陳情第 18 号、陳情第 19 号及び陳情第 21 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって陳情第 18 号、陳情第 19 号及び陳情第 21 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから陳情第 18 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 18 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請) を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

次に、陳情第 19 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 19 号 県産品の優先使用について (要請) を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

次に、陳情第 21 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 21 号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。ごくろうさまでした。

散会 (午後 5 時 19 分)